

## 5-(1) 和歌山県建設工事総合評価落札方式実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、県が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る総合評価落札方式の実施に関し、法令及び他の要綱等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「総合評価落札方式」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2の規定（第167条の13により準用される場合を含む。）に基づき、価格その他の条件が県にとって最も有利となるものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

### (対象工事)

第3条 原則として、「予定価格（税抜き）」（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下「予定価格（税抜き）」という。）1,500万円以上3,000万円未満の土木一式工事のうち約2割の確率で無作為抽出により選定された工事、「予定価格（税抜き）」1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の工事及び「予定価格（税抜き）」3,000万円以上の工事を対象とする。

なお、発注機関の長は、工事の特性等により次の各号のいずれかの型式による落札方式を選択するものとする。

#### (1) 特別簡易型総合評価落札方式

技術的な工夫の余地が特に小さいと認められる工事において、技術者の資格及び工事成績等と入札価格を一体として評価する方式

#### (2) 簡易型総合評価落札方式

技術的な工夫の余地が小さいと認められる工事において、簡易な施工計画、技術者の資格及び工事成績等と入札価格を一体として評価する方式

#### (3) 標準型総合評価落札方式

技術的な工夫の余地が大きいと認められる工事において、工事目的物の品質向上、安全対策、交通又は環境への影響及び工事成績等と入札価格を一体として評価する方式

#### (4) 高度技術提案型総合評価落札方式

技術的な工夫の余地が大きいと認められる工事において、設計段階からの工事目的物の強度、耐久性、環境に関する性能、景観及びライフサイクルコスト等と入札価格を一体として評価する方式

### (学識経験者の意見聴取)

第4条 発注機関の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（他の工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含む。以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 当該意見聴取の際に落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるかどうかについて学識経験者の意見を聴かなければならないこととし、落札者を決定しようとするときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるとの意見が述べられたときは、落札者を決定しようとするときに、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

### (入札公告等)

第5条 発注機関の長は、総合評価落札方式で工事を施行しようとするときは、令に定めるもののほか次の各号に掲げる事項等について公告又は通知をするものとする。

(1) 提出を求める価格その他の条件についての評価（以下「総合評価」という。）に必要な技術提案（以下「技術提案」という。）の内容及び提出期限等

(2) 第7条に規定する落札者決定基準

(3) その他必要と認める事項

### (技術提案)

第6条 発注機関の長は、必要に応じ入札者に総合評価を行う際に必要な技術提案を提出させることができるものとする。

2 技術提案の作成及び提出に要する費用は、入札者の負担とする。

#### (落札者決定基準)

第7条 発注機関の長は、落札者決定基準として評価基準、評価の方法及びその他の基準を定めるものとする。

#### (評価基準)

第8条 前条に規定する評価基準は、次の各号に掲げる項目等について定めるものとする。

(1) 評価項目

評価項目は、総合的なコストの縮減、工事目的物の性能及び機能の向上並びに社会的要請への対応等に関する事項とし、総合評価落札方式の型式並びに工事の目的及び内容により必要となる技術的要件等に応じ設定するものとする。

(2) 得点配分

各評価項目に対する得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。

(3) 加算点

評価項目毎の得点の合計を加算点とし、加算点は、50点までとする。

#### (評価の方法)

第9条 第7条に規定する評価の方法は、工事の特性等により定めた標準点（基礎点）に加算点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を入札価格で除した次式で得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行うことを原則とするが、学識経験者の意見を聴いた上で別の方法とすることができるものとする。

技術評価点 = 標準点（基礎点）+ 加算点

評価値 = ( 技術評価点 / 入札価格 )

#### (落札者決定の方法)

第10条 発注機関の長は、落札者決定基準により総合評価を行い、入札審査会等の議を経て落札者を決定するものとし、次の要件に該当する入札者のうち評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、第4条第2項に該当する場合は、総合評価を行った後に、学識経験者の意見を聴かなければならないものとする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(2) 低入札価格調査において、契約の相手方として不適当とされないこと。

2 発注機関の長は、総合評価を行おうとするときに予定価格の制限の範囲内の価格で入札していない入札者又は明らかに失格であると認められる入札者については、総合評価を行わないものとする。

3 評価値の最も高い者が2名以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて順位を決定するものとし、当該入札者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。ただし、入札者が入札書を電子入札システムにより提出した時刻及び入札執行者が開札を行った時刻を用いた演算式により、電子入札システムを利用して順位を決定する仕組みである電子くじを用いる場合は、この限りでない。

#### (総合評価結果の公表)

第11条 発注機関の長は、落札決定後すみやかに技術提案等の評価の結果、入札価格及び評価値について閲覧等により公表するものとする。

#### (苦情申立等)

第12条 入札者のうち落札者とならなかった者は、前条の公表を行った日の翌日から起算して10日以内（和歌山県の休日等を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日、4月29日から5月5日までの日、8月13日から8月16日までの日並びに12月29日から翌年の1月6日までの日を除く。）に、落札者として選定されなかった理由の説明を発注機関の長に対し求めることができるものとする。

#### (その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、総合評価落札方式の運用に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

## 附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

和歌山県建設工事総合評価落札方式試行要綱（平成18年7月1日施行）は、廃止する。

## 附 則

この要綱は、平成21年2月12日から施行し、同日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

## 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

## 附 則

この要綱は、平成30年8月23日から施行し、同日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

## 附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行し、同日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

## 附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行し、同日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

## 附 則

この要綱は、令和2年11月16日から施行し、同日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

## 5-(2) 総合評価落札方式にかかる事務手続き（抜粋）

### 1. 本手続きの目的

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号。以下「法」という。）が施行され、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定されている。

県では平成18年度から総合評価落札方式による入札を試行し、平成20年6月からは「新業者評価制度」の導入とあわせ、総合評価落札方式の本格導入を行っている。

このため、法及び基本方針に基づき、公共工事における一層の品質確保・品質向上を図るため、県の実情を踏まえた総合評価落札方式による入札を実施するための事務手続き等を定めるものである。

### 2. 総合評価落札方式

総合評価落札方式とは、従来の価格のみの競争ではなく、入札に参加する企業からの積極的な技術提案による技術面での競争を促進するとともに、総合的な価値による競争を促進することにより、公共工事の品質の向上と、効率的かつ経済的な社会資本整備を目的とし、技術提案と価格を総合的に評価し、落札者を決定する方式である。

### 3. 総合評価落札方式を適用する工事

「予定価格（税抜き）」（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。）が3,000万円以上の工事、「予定価格（税抜き）」1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の工事及び「予定価格（税抜き）」1,500万円以上3,000万円未満の土木一式工事のうち約2割の確率で無作為抽出により選定された工事に総合評価落札方式を適用することを原則とする。

なお、「予定価格（税抜き）」1,500万円以上3,000万円未満の土木一式工事のうち約2割の確率で無作為抽出により選定された工事の総合評価落札方式については、「土木一式Bランク工事における総合評価落札方式にかかる事務手続き」を参照すること。

### 4. 総合評価落札方式の型式

#### (1) 高度技術提案型 [本書（暫定版）の対象とはしない]

高度な技術提案を要する工事について、ライフサイクルコスト、工事目的物の強度、耐久性、共用性（維持管理の容易性）等、環境の維持、景観等の評価項目に基づき、性能等と入札価格とを総合的に評価するもの

#### (2) 標準型

高度な技術提案を要する工事及び技術的な工夫の余地が小さい工事以外の工事について、環境の維持、交通の確保、特別な安全対策等の評価項目に関し、性能等を数値化し（数値方式）、又は定性的に表示する（判定方式・順位方式）ことにより、性能等と入札価格とを総合的に評価するもの

#### (3) 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事の中でも比較的規模の大きいもので、簡易な施工計画や技術者の資格、工事成績等に基づき性能と入札価格とを総合的に評価するもの

#### (4) 特別簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事の中でも比較的規模の小さいもので、技術者の資格、工事成績等に基づき性能と入札価格とを総合的に評価するもの

各型式の適用範囲の考え方は表-1を原則とするが、災害復旧工事及び国土強靱化に係る工事については別に定める。また、各型式の特徴は表-2に示すとおりである。

表-1 各型式の適用範囲

総合評価の型式	適用範囲
高度技術提案型	—
標準型	予定価格（税抜き）1億円以上
簡易型	予定価格（税抜き）5,000万円以上1億円未満
特別簡易型	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 予定価格（税抜き）3,000万円以上5,000万円未満</li> <li>▪ 予定価格（税抜き）1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の工事</li> <li>▪ 予定価格（税抜き）1,500万円以上3,000万円未満の土木一式工事のうち約2割の確率で無作為抽出により選定された工事</li> </ul>

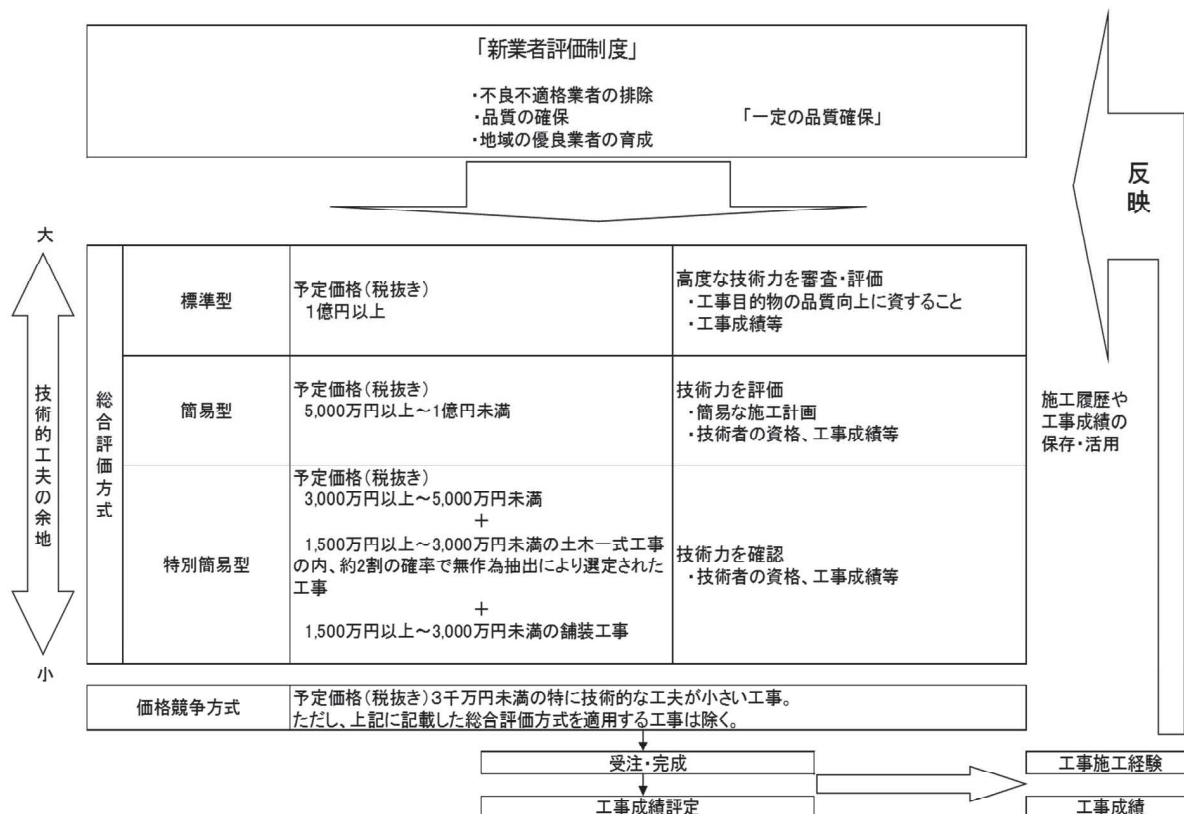


※ 緊急の経済対策のため、手続きの短縮と早期発注を目指して、平成21年2月から予定価格（税抜き）5,000万円以上1億円未満の工事における総合評価落札方式について、表一に関わらず、簡易型ではなく特別簡易型を適用しています。

なお、WTO対象工事における「総合評価落札方式の型式」、「落札者決定基準（評価項目、評価内容、配点、得点、加算点）」は、案件毎に定めるものとする。

表一 各型式の特徴

型式	技術的特性	技術提案の目的	具体の「価格以外の要素」
(1) 高度技術提案型	高度な技術提案を要する工事	構造物の品質の向上を図るための技術提案が重要	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフサイクルコスト</li> <li>工事目的物の強度、耐久性、共用性（維持管理の容易性）等</li> <li>環境の維持、景観等</li> </ul>
(2) 標準型	高度な技術提案を要する以外の工事	発注者が求める工事内容を実現する上での施工上の技術提案が重要	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事目的物の品質向上に資すること</li> <li>環境の維持、交通の確保、特別な安全対策等</li> <li>技術者の資格、工事成績等</li> </ul>
(3) 簡易型	技術的な工夫の余地が小さい工事	施工の確実性を確保するための技術提案が重要	簡易な施工計画、技術者の資格、工事成績等
(4) 特別簡易型	技術的な工夫の余地が特に小さい工事	施工の確実性を確保するための施工体制が重要	技術者の資格、工事成績等



図一 和歌山県の実情にあった総合評価落札方式の体系図

5. 入札方式等の選定

本県では平成20年6月からWTO案件以上の工事に適用する一般競争入札を除いて、原則全ての工事で条件付き一般競争入札を導入している。

本県での条件付き一般競争入札は入札参加資格を満たしているか等の技術審査を入札後に行う「事後審査型」と呼ばれる方法としており、事務の軽減並びに開札まで入札参加者が発注者にも分からない利点がある。また、入札参加者が評価内容に対する申告点数を記入して、発注者に提出する「申告点数確認方式」を採用し、事務の軽減、提出書類の削減及び最高評価値入札者決定までの時間短縮を図っている。

しかしながら、総合評価落札方式で高度な技術提案を求める高度技術提案型や標準型の一部では、発注者の示す標準的な仕様以上の提案を求めるものであることから、提案された内容で安全で確実に工事の施工が可能か否かの判断が必要になる。したがって入札書の提出前に、技術提案を審査し、その可否により入札参加を認めるか否かを判断する必要がある。このような工事については、技術審査を入札前に行う「事前審査型」の入札方法を選択する必要がある。

この、「事前審査型」の入札方式は本県では例外的な扱いとなるため、本書（暫定版）では入札参加資格等を入札後に審査する「事後審査型」の条件付き一般競争入札のみを対象とするものとし、「事前審査」の必要な工事については、個別に対応するものとする。

また、工事の品質確保やダンピング防止のため、総合評価落札方式においては、低入札価格調査制度を適用する。

6. 学識経験者の意見聴取

学識経験者の意見聴取については、「総合評価落札方式を行おうとするとき」、「落札者を決定しようとするとき」、又は「落札者決定基準を定めようとするとき」は、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴くこととしていたが、地方自治法施行令が改正され平成20年3月から施行されたことから、今後は、「落札者決定基準を定めるとき」には、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならないこととし、当該意見聴取の際に「落札者を決定するとき」に改めて意見を聴く必要があると判断された場合は「落札者を決定するとき」にあらかじめ2名以上の学識経験者の意見を聴かなければならないこととする。

学識経験者の意見聴取は和歌山県建設工事等総合評価審査委員会（事務局：技術調査課）により行うものとする。

7. 総合評価落札方式による落札者の決定

総合評価落札方式による落札者の決定は、入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

ただし、低入札価格調査実施要領〔建設工事〕（令和元年5月23日制定）に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がなされないおそれがあると認められた者は除くものとする。

なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ等により順位を決定するものとする。評価方式は除算式を原則とし、評価値は次式により得られる値とする。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格 (千円)}} \times 10^5 = \frac{\text{標準点 (基礎点) + 加算点}}{\text{入札価格 (千円)}} \times 10^5$$

評価値は小数第4位止めとし、第5位を四捨五入するものとする。

最低限の要求要件を満足する場合に標準点（基礎点）を与え、標準点は100点とする。

加算点の上限は50点までの範囲で設定するものとし、「特別簡易型」で15点以内、「簡易型」で20点以内、「標準型」で25点以内とし、「高度技術提案型」については50点以内で適宜設定するものとする。

表-3 各型式の加算点の合計値の上限 ※WTO案件除く

総合評価の型式	加算点の合計値の上限
高度技術提案型	50点以内で適宜設定
標準型	25点以内
簡易型	20点以内
特別簡易型	15点以内

8. 「特別簡易型」総合評価落札方式

予定価格(税抜き)3,000万円以上5,000万円未満の工事及び予定価格(税抜き)1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の工事に適用する総合評価落札方式については、原則として業者の施工体制を確認する「特別簡易型」を採用するものとする。

なお、予定価格(税抜き)1億円以上2億円未満の災害復旧工事及び国土強靱化に係る工事または通常事業に係る工事(令和3年度試行開始)については、特別簡易型を適用できるものとする。

ただし、災害復旧工事以外で、工事内容が水門工事(鋼構造物工事)や橋梁上部工事(補修・補強工事のうち橋梁付属物などの簡易な工事は除く)またはその他必要と認める工事の場合は、従来どおり標準型を適用する。

1) 落札者決定基準

表一 4 特別簡易型 落札者決定基準(案)

特別簡易型						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・予定価格(税抜き)3,000万円以上5,000万円未満の工事に適用</li> <li>・予定価格(税抜き)1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の工事に適用</li> </ul>						
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考	
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値	①75点以上	1.0	1.0	必須	
		②55点以上75点未満 $1.0 \times (\text{工事成績の平均値} - 65.0) / 10.0$	1.0 ~ -1.0			
		③55点未満	-1.0			
	(2)主任(監理)技術者の保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士	1.0	1.0	必須	
		②2級土木施工管理技士(〇〇)	0.5			
		③上記以外	0.0			
	(3)主任(監理)技術者の保有する資格Ⅱ	①1級舗装施工管理技術者	1.0	1.0	選択	
		②2級舗装施工管理技術者	0.5			
		③舗装施工管理技術者の資格なし	0.0			
	(4)継続教育(CPD)の取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	1.0	1.0	必須
②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)			0.5			
③なし			0.0			
地域貢献	(1)本店の有無	①工事箇所と同一の市町村内に本店を有する	1.0	1.0	必須	
		②上記以外	0.0			
	(2)大規模災害時の協定締結	①あり	1.0	1.0	(選択)	
		②なし	0.0			
	(3)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品・リサイクル製品	①過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が5件以上あり	1.0	1.0	必須
			同 2件以上5件未満	0.5		
			②過去1年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が1件以上あり	1.0		
			③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用を提案	1.0		
		県内開発建設技術	④上記①②③以外	0.0	0.1	(選択)
			⑤過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県内開発建設技術の使用」が有となっている同業種の工事の件数が1件以上あり	0.1		
⑥「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案			0.1			
⑦上記⑤⑥以外	0.0					
以上 7.1点以内で、換算は行わない						

※1 入札参加条件で監理技術者の配置を求めている予定価格（税抜き）1億円以上の土木一式、建築一式、管、電気工事に適用

年数は、「資格の取得日から開札日までの経過年数」とする。

(2)監理技術者の保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士(5年以上)	1.0
	②1級土木施工管理技士または技術士(5年未満)	0.5
	③上記以外	0.0

a) 留意点

ア) 過去4年間の配置予定技術者の工事成績については、当該年度を含まない4ヶ年度前の4月1日から入札公告日の前日までに、元請けとして工事目的物の完成及び引渡し完了した工事に主任（監理）技術者又は特例監理技術者（以下「監理技術者等」という。）として従事した契約額（消費税及び地方消費税の額を含む。）1,500万円以上の県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）に限るものとし、業種は問わないものとする。

なお、監理技術者等として配置された対象工事がない場合は、主任技術者と成り得る資格を有し、現場代理人又は監理技術者補佐として配置された工事で、上記条件に該当する工事成績を対象とする。

また、予定価格（税抜き）1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の工事において、監理技術者等、監理技術者補佐、現場代理人（監理技術者補佐又は現場代理人は主任技術者と成り得る資格を保有した上で配置された工事に限る。）のいずれも配置された対象工事がない場合は、当面の間、主任技術者として従事した契約額1,500万円未満の舗装工事業の県土整備部工事成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う工事成績を対象とする。

また、所属企業が異なる（以前の勤務先での）工事成績は対象としないものとし、原則として工期の1/2以上の従事期間（現場代理人又は監理技術者補佐の場合は全工事期間）のものに限る。

共同企業体の場合は出資比率20%以上の場合のみ対象とする。

また、実績がない場合には65点とみなすこととする。

なお、工事成績の平均値は小数第1位を切り捨て整数止めとする。

例：実績が1件で工事成績が71点の場合、0.6点の配点となる。

$$1.0 \times (71 - 65) \div 10 = 0.6$$

例：実績が3件で工事成績の平均値が67点の場合、0.2点の配点となる。

$$1.0 \times (67 - 65) \div 10 = 0.2$$

イ) CPDの証明書は、建設系継続教育の内、当該技術者が主任（監理）技術者と成り得る資格を保有した上でその資格に関する各学協会において証明（推奨単位以上、1年間の推奨単位でも可とする。）を得たものを上位に評価する。例えば、1級土木施工管理技士の場合は全国土木施工管理技士会連合会、技術士の場合は日本技術士会が発行する証明書とする。

また、その他の建設系継続教育の証明（推奨単位以上）がある場合も評価するものとし、建設系CPD協議会に加盟し、推奨単位を設定している団体が発行する証明書を建設系継続教育と認めるものとする。

（参考 令和5年6月1日現在）

- ・ 空気調和・衛生工学会
- ・ 建設コンサルタンツ協会
- ・ 地盤工学会
- ・ 全国土木施工管理技士会連合会
- ・ 土木学会
- ・ 日本環境アセスメント協会
- ・ 日本技術士会
- ・ 日本造園学会
- ・ 日本都市計画学会
- ・ 農業農村工学会（旧農業土木学会）
- ・ 日本建築士会連合会
- ・ 建設業振興基金
- ・ 全国上下水道コンサルタント協会
- ・ 森林、自然環境技術教育研究センター
- ・ 交通工学研究会
- ・ 全国測量設計業協会連合会
- ・ 全日本建設技術協会
- ・ 土質、地質技術者生涯学習協議会

各団体の推奨単位については、巻末の参考資料に記載する。

各団体が発行する証明書は、証明期間の最終日が入札書提出日の3ヶ月前から入札書提出日までのものに限る。なお、証明書の発行日は、書面による技術提案提出日以前のものであること。

ウ) 本店の有無で、地域要件が単独市町村となる場合でも評価対象とするものとする。

エ) 大規模災害時の協定締結について、下記の①②③④の基準で評価する。

- ① 入札参加資格認定における「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で入札公告の対象業種欄に記載された業種により加点（40）されている者を評価する。
- ② 入札書提出日時点において、入札参加資格認定における「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で入札公告の対象業種欄に記載された業種により加点（40）されていない者であっても、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書において「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で入札公告の対象業種欄に記載された業種の取組みがあると確認できる者を評価する。
- ③ 入札書提出日時点において、「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者は評価しない。
- ④ 入札参加資格認定において入札公告の対象業種欄に記載された業種により加点（40）されている者であっても、入札書提出日時点において、入札参加資格認定における「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で入札公告の対象業種欄に記載された業種により加点（40）されない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者は評価しない。

なお、土木一式、建築一式、管、電気工事に評価項目として選択できるものとし、県外業者が参加可能な工事については、評価項目として選択しないものとする。

オ) 県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）について、下記の①②③の基準で評価する。提案においては複数項目に記載することもできることとし、評価においては最も得点の高いもので行う。

- ① 入札書を提出した日から起算して過去3年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事で、県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、



農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、工事成績評定結果通知書の「県産品、リサイクル製品」による2.93点以上の加点評価のあった県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）の件数で評価することとし、工事成績評定結果通知書の写しの添付を求めるものとする。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。

- ② 入札書を提出した日から起算して過去1年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事で、県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、工事成績評定結果通知書の「県産品、リサイクル製品」による2.93点以上の加点評価のあった県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）の件数で評価することとし、工事成績評定結果通知書の写しの添付を求めるものとする。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。

- ③ 仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品、リサイクル製品の1品目全数使用を提案した場合を評価することとし、県産品、リサイクル製品であることを証明する書類の添付を求めるものとする。

なお、評価対象とする県産品、リサイクル製品は下記のものとするが、規格の不一致等、契約後に材料承諾が出来ないと判断されるものや、建設資材と加工手間がそれぞれ計上される発注仕様に対し、既に製品化された資材の提案については、加点評価しない。

なお、この場合で、当該提案が加点評価された場合は、和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱第4条の規定により、けんさんびん登録予定資材台帳に登録するとともに、技術調査課ホームページにて資材名等の公表を行う。

○入札書提出日時時点で、けんさんびん登録制度において認定されている県産品建設資材

○入札書提出日時時点で、県産認定リサイクル製品

○和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱第2条第2項第1号又は第3号の条件を満たす

県産品建設資材

- ・第1号 県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品
- ・第3号 紀州材認証システムにより認定された「紀州材」

※「県産品、リサイクル製品の積極利用」の評価対象建設資材、上記③に該当する場合の証明書類、評価フローを別紙（P. 216、217）に示す。

カ) 県産品、リサイクル製品の積極利用（県内開発建設技術）について、下記の⑤⑥の基準で評価する。提案においては複数項目に記載することもできることとし、評価においてはいずれか得点の高いもので行う。

- ⑤ 入札書を提出した日から起算して過去3年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事で、県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、

農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行い、工事成績評定結果通知書の県内開発建設技術の使用が有の県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）を評価し、工事成績評定結果通知書の写しの添付を求めるものとする。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。

- ⑥ 県内開発建設技術の1品目全数使用を提案した場合を評価することとし、県内開発建設技術であることを証明する書類の添付を求めるものとする。なお、入札公告時点において適用可能な※な県内開発建設技術を評価の対象とする。

なお、評価対象とする県内開発建設技術は「県内開発建設技術登録制度実施要領第3条の規定に基づき県内開発建設技術に登録された技術」とするが、規格の不一致等、契約後に材料承諾が出来ないと判断されるものについては、加点評価しない。

※ 県内開発建設技術登録台帳の適用日欄に記された日以降の入札公告

## 総合評価落札方式における評価項目 「県産品、リサイクル製品の積極利用(県産品・リサイクル製品)」 の評価対象建設資材

### ○ 前提条件

- ・仕様書に明記されている県産品を全数使用

### 〈1〉 県産品建設資材の使用を提案する場合

- ・次の条件を全て満たすこと

- ① 仕様書の設計内訳書、1次単価表または参考資料において、「名称」欄に建設資材名が明記されていること
  - ② 摘要欄に「県産品」又は「県認定リサイクル製品」と明記されていないこと
  - ③ 仕様書に計上されている1品目全数使用すること
  - ④ 購入建設資材であること
  - ⑤ 和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱に基づきけんさんびん登録された県産品建設資材又は同要綱第2条第2項第1号<sup>※</sup>若しくは第3号の条件を満たす県産品建設資材であること
- ※ この場合、当該提案建設資材名等の公表及び当該提案建設資材のけんさんびん登録申請に関する製造事業者の同意が得られるものであること

### 〈2〉 県産認定リサイクル製品の使用を提案する場合

- ・次の条件を全て満たすこと

- ① 仕様書の設計内訳書、1次単価表または参考資料において、「名称」欄に建設資材名が明記されていること
- ② 摘要欄に「県認定リサイクル製品」と明記されていないこと
- ③ 仕様書に計上されている1品目全数使用すること
- ④ 購入建設資材であること
- ⑤ 和歌山県リサイクル製品認定制度に基づき県産認定された県認定リサイクル製品であること

※ ただし、上記〈1〉〈2〉において次のいずれかに該当するものは、対象外

① 諸経費に含まれる資材	工事看板など
② 転用可能な資材	仮設材、型枠など
③ 率計上(単位が%)のもの	砂散布費、雑工種(基礎碎石)など
④ 諸雑費など	
⑤ 建設資材と加工手間がそれぞれ個別に計上される発注仕様に対し、既に製品化された資材の提案	

## 総合評価落札方式における評価項目

「県産品、リサイクル製品の積極利用（県内開発建設技術）」  
の評価対象県内開発建設技術

- ・ 次の条件を全て満たすこと

①仕様書に計上されている 1 品目全数使用すること

②県内開発建設技術登録制度実施要領第 3 条の規定に基づき県内開発建設技術に登録された技術

## 総合評価落札方式における評価項目

「県産品、リサイクル製品の積極利用(県産品・リサイクル製品)」において、「③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品全数使用」を提案する場合に必要な証明資料は、下記のものとする。

### 1 けんさんびん登録された県産品建設資材の使用を提案する場合

- 「けんさんびん登録通知書(県産品建設資材)」の写し 又は「県ホームページの県産品リスト」の写し(県産品建設資材と確認できるもの)
- 工事材料確認書に添付する書類などで、建設資材の製品名、規格、登録事業者の名称・住所等が確認できる資料 及び 寸法等が確認できる図面等
- 使用する建設資材(製品等)が、仕様書の図面(参考図)などと異なる場合は、同等以上の機能を有することを確認出来る資料

### 2 県産認定リサイクル製品の使用を提案する場合

- 和歌山県リサイクル製品認定通知書(平成27年4月24日以降に発行された通知書については、同条例施行規則第8条の欄が「有」、平成27年4月24日以前に発行された通知書については、同条例施行規則第7条の欄が「有」であること。) 又は県ホームページの「和歌山県認定リサイクル製品リスト(一覧表)」、「事業者による製品紹介」の写し(県産認定リサイクル製品と確認できるもの)
- 工事材料確認書に添付する書類などで、建設資材の製品名、規格、認定事業者の名称・住所等が確認できる資料 及び 寸法等が確認できる図面等
- 使用する建設資材(製品等)が、仕様書の図面(参考図)などと異なる場合は、同等以上の機能を有することを確認出来る資料

### 3 けんさんびん登録されていない県産品建設資材の使用を提案する場合

#### ○和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱第2条第2項第1号

「県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品」の場合

※ 主たる事務所とは、主たる業務を行う本社、本店をいう

- 工事材料確認書に添付する書類などで、建設資材の製品名、規格、製造事業者の名称・住所、工場の名称・住所等が確認できる資料 及び 寸法等が確認できる図面等、県産品建設資材の条件を満たすことを確認できる資料
- 使用する建設資材(製品等)が、仕様書の図面(参考図)などと異なる場合は、同等以上の機能を有することを確認出来る資料
- 県産品建設資材名等の公表及びけんさんびん登録申請に関する製造事業者の同意

#### ○和歌山県けんさんびん登録制度実施要綱第2条第2項第3号

「紀州材認証システムにより認定された「紀州材」」の場合

- 工事材料確認書に添付する書類などで、建設資材の製品名、規格、樹種、紀州材証明者等が確認できる資料 及び 寸法等が確認できる図面等、県産品建設資材の条件を満たすことを確認できる資料
- 紀州材認証システム実施要綱第6条により公表された「県ホームページの紀州材証明者(登録)一覧表」の写し
- 使用する建設資材(製品等)が、仕様書の図面(参考図)などと異なる場合は、同等以上の機能を有することを確認出来る資料

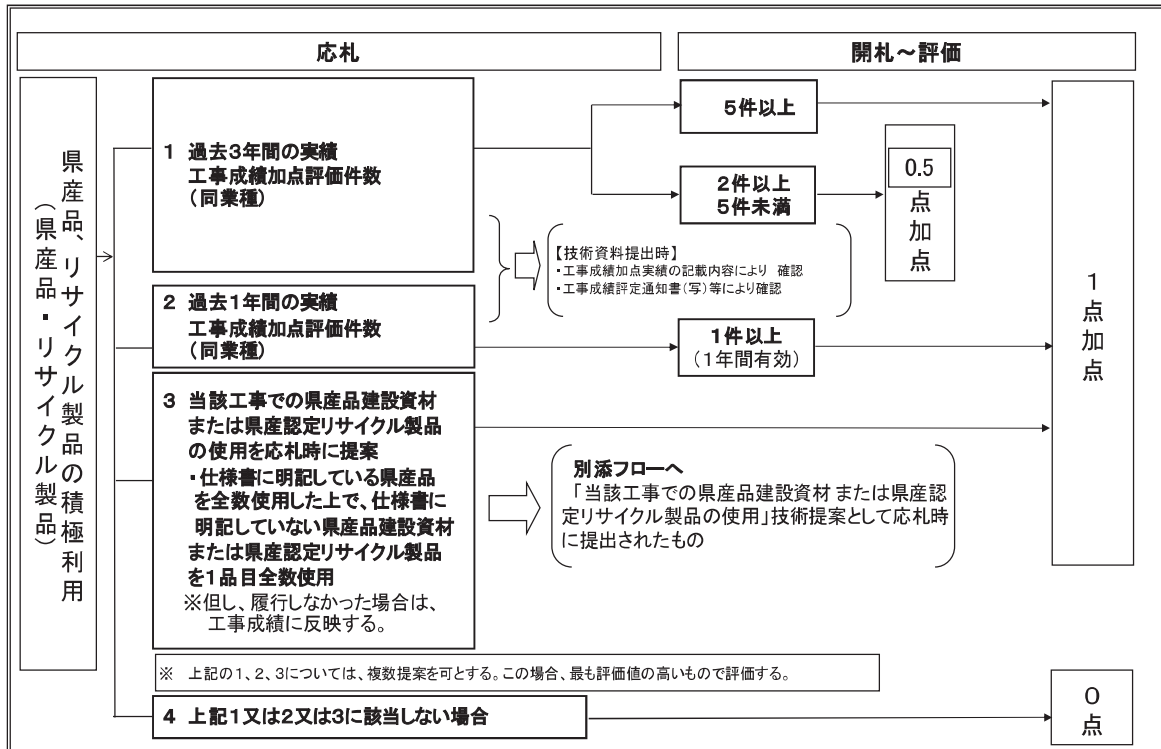


## 総合評価落札方式における評価項目

「県産品、リサイクル製品の積極使用（県内開発建設技術）」において、「県内開発建設技術を1品目全数使用」を提案する場合に必要な証明資料は下記のものとする。

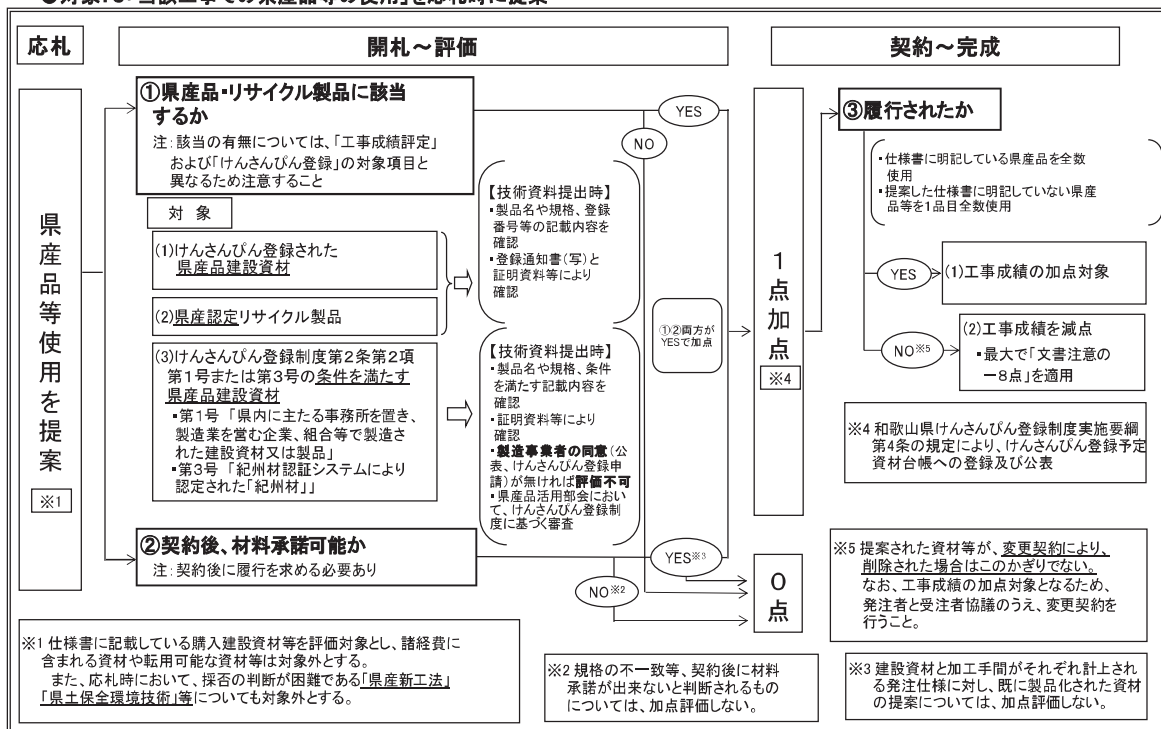
- 「県内開発建設技術登録通知書」の写し又は「県ホームページの県内開発建設技術登録台帳」の写し
- 工事材料確認書に添付する資料などで、県内開発建設技術の製品・工法名、規格、登録事業者の名称・住所等が確認できる資料及び寸法等が確認できる図面等
- 使用する県内開発建設技術が仕様書の図面（参考図）などと異なる場合は、同等以上の機能を有することを確認出来る資料

◎「県産品・リサイクル製品の積極利用(県産品・リサイクル製品)」にかかる評価フロー

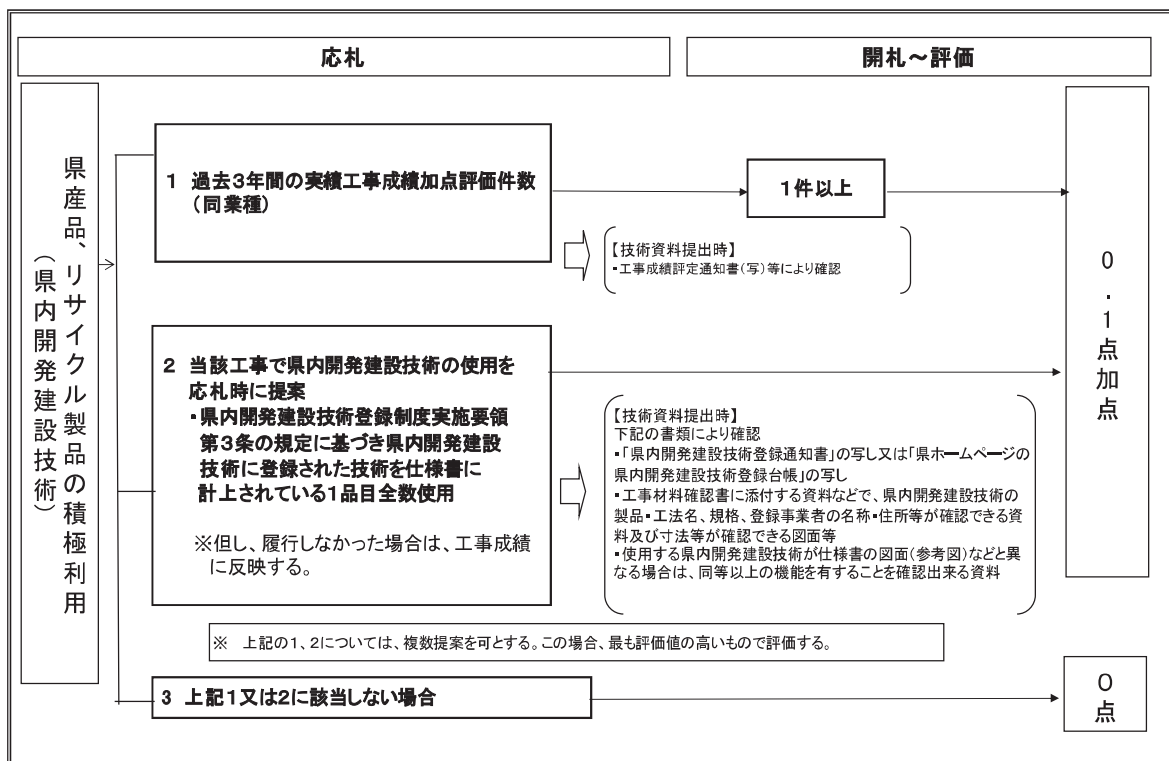


【別添フロー】

●対象: 3「当該工事での県産品等の使用」を応札時に提案



◎「県産品・リサイクル製品の積極利用(県内開発建設技術)」にかかる評価フロー



2) 実施手順

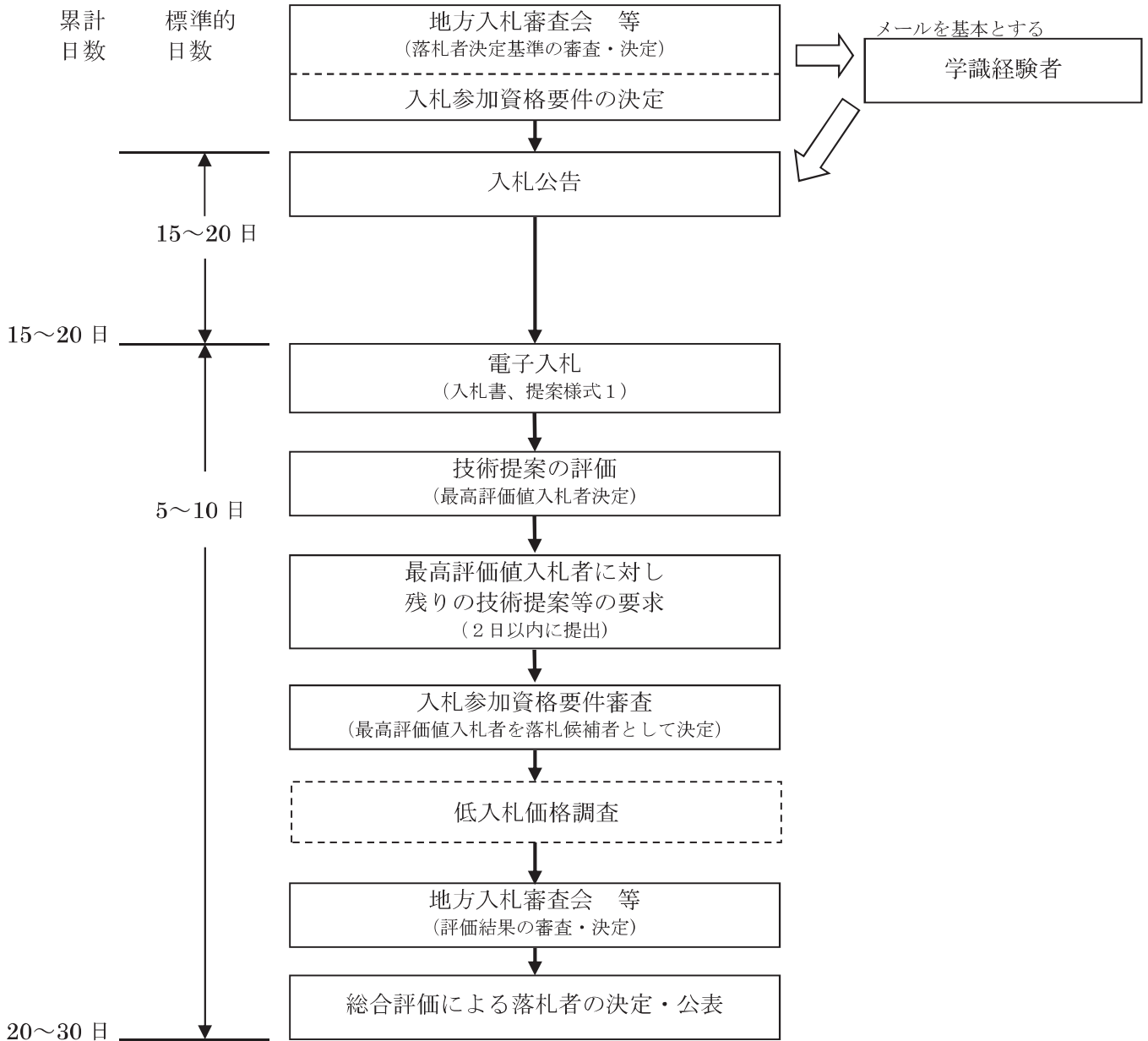


図-2 特別簡易型フロー図

a) 入札公告

入札公告は、和歌山県ホームページへの掲載をもって行う。

b) 技術提案作成要領

技術提案作成要領には、下記の内容について記載するものとする。

- ①入札に付する工事の概要
- ②入札書等の提出方法等
- ③技術提案の様式及び提出方法
- ④技術提案の内容に関する留意事項
- ⑤苦情申し立て
- ⑥その他留意事項

添付：技術提案の提出様式等

## c) 開札（電子入札）

開札をしたときは、開札結果に基づき入札経過書を作成し、公表するものとする。

## d) 技術提案の評価

開札終了後すみやかに、提出された申告点数表に基づき技術提案の評価を行い、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者の内、明らかに失格である者を除いた入札参加者の中で評価値の最も高い入札者を最高評価値入札者とし、その者に対し技術提案等の提出を求めるものとする。

また、評価結果は入札経過書に記載するものとする。なお、申告点数が記載されていない（内容が確認できない場合を含む。）場合は、その記載されていない申告点数については0点（マイナス評価がある場合は最も低い評価点）に修正の上、評価するものとする。なお、小計又は合計の申告点数に誤りがあった（記載されていない場合等を含む。）場合は、適切な評価点に修正の上、評価するものとする。

## e) 落札者の決定

落札者を決定するにあたっては、建設工事請負業者選定地方審査会等において、技術提案の評価結果等について審査を行い、落札者を決定するものとする。

技術提案の内容が適切でなく、失格とした場合は技術提案失格通知書により通知するものとする。この場合、学識経験者の意見を聴く必要があると判断した場合は、学識経験者の意見を聴いた上で、建設工事請負業者選定地方審査会等に諮るものとする。

## f) 落札者の公表

落札者決定後はすみやかに、入札経過書を閲覧等により公表するものとする。

総合評価の評価内容ごとの得点は非公表とするが、入札参加者から公表の要求があった場合には、当該要求者の評価内容ごとの得点のみ当該要求者に対して回答するものとする。

## g) 評価内容の担保

配置予定技術者の途中交代は、死亡、傷病、退職又は産休・育休等、特別な理由が無い限りこれを認めないこととする。

また、「県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）」における「仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用」及び「県産品、リサイクル製品の積極利用（県内開発建設技術）」における「県内開発建設技術」を1品目全数使用」について、加点評価された場合には、不履行時におけるペナルティは工事成績の減点を行うが、加点評価されなかった場合には、不履行時のペナルティを行わない。



減点は、最大で法令遵守等違反の5、文書注意の－8点を採用する。ただし、変更契約等により履行が困難となった場合はこの限りではない。

9. 「簡易型」総合評価落札方式

予定価格（税抜き）5,000万円以上1億円未満の工事に適用する総合評価落札方式については、原則として業者の施工能力を評価する「簡易型」を採用するものとする。

ただし、予定価格（税抜き）5,000万円以上1億円未満の工事については、平成21年2月から、当面、特別簡易型を採用するものとしている。

この、「簡易型」では、簡易な施工計画を求めるが、発注者が示す仕様以上の優位な提案を求めるのではなく、発注者が示す仕様どおりに適切に施工が可能であるか評価するものである。

求める施工計画は、工事特性により具体的に定め（例：工事施工時の歩行者対策について等）、発注者として最低限対策が必要であると考えられる項目を予め設定しておき、実際に記載された項目数（適切であれば優劣は問わない）により、客観的に評価を行うものとする。

1) 落札者決定基準

表一5 簡易型 落札者決定基準（案）

簡易型 予定価格（税抜き）5,000万円以上1億円未満の工事に適用		評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考			
簡易な施工計画	(1)品質管理、工程管理等についての技術提案	①計画は適切であり、想定される項目をすべて満足	2.0	2.0	必須					
		②計画は適切であり、想定される項目の7割以上を満足	1.5							
		③計画は適切であり、想定される項目の5割以上を満足	1.0							
		④計画は適切であり、想定される項目の2割以上を満足	0.5							
		⑤計画は適切であるが、想定される項目の2割未満	0.0							
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値	①75点以上	1.0	1.0	必須	※配置予定技術者が主任（監理）技術者又は特別監理技術者として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 ※主任（監理）技術者又は特別監理技術者として担当した対象工事がない場合は、主任技術者に成り得る資格を有し、現場代理人又は監理技術者補位として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。				
		②55点以上75点未満 $1.0 \times (\text{工事成績の平均値} - 65.0) / 10.0$	1.0 ～ -1.0							
		③55点未満	-1.0							
	(2)主任（監理）技術者の保有する資格	①1級土木施工管理技士または技術士	1.0	1.0	必須	監理技術者の配置を義務付ける場合は、資格取得後の経過年数を評価する。※1				
		②2級土木施工管理技士（〇〇）	0.5							
		③上記以外	0.0							
	(3)主任（監理）技術者の保有する資格Ⅱ	①1級舗装施工管理技術者	1.0	1.0	選択	舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用				
		②2級舗装施工管理技術者	0.5							
		③舗装施工管理技術者の資格なし	0.0							
	(4)継続教育（CPD）の取り組み状況	①当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上の取得）	1.0	1.0	必須	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を設定している団体とする。				
		②建設系継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上の取得）	0.5							
		③なし	0.0							
地域貢献	(1)本店の有無	①工事箇所と同一の建設部管内に本店を有する	1.0	1.0	必須	海軍建設部管内の工事の場合は、「和歌山市内」と「海南工事事務所管内」に分けて評価する。※2 ※3				
		②上記以外	0.0							
	(2)大規模災害時の協定締結	①あり	1.0	1.0	(選択)	土木一式、建築一式、管、電気工事に適用 ※県外企業が参加可能な工事については選択しない。				
		②なし	0.0							
	(3)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品・リサイクル製品	①過去3年間に工事成績評価結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価（2.93点以上）のあった同業種の工事の件数が5件以上あり 同 2件以上5件未満	1.0 0.5	1.0	必須	※「過去3年間」とは、工事成績評価結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。 ※「過去1年間」とは、工事成績評価結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去1年以内を対象とする。			
			②過去1年間に工事成績評価結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価（2.93点以上）のあった同業種の工事の件数が1件以上あり	1.0						
			③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用を提案	1.0						
			④上記①②③以外	0.0						
		県内開発建設技術	⑤過去3年間に工事成績評価結果通知書により「県内開発建設技術の使用」が有となっている同業種の工事の件数が1件以上あり	0.1				0.1	(選択)	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】 ※「過去3年間」とは、工事成績評価結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。
			⑥「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1						
⑦上記⑤⑥以外			0.0							

以上 9. 1点以内で、換算は行わない

## 10. 「標準型」総合評価落札方式

予定価格（税抜き）1億円以上の工事では、原則として「標準型」を採用するものとする。

ただし、予定価格（税抜き）1億円以上2億円未満の災害復旧工事及び国土強靱化に係る工事または通常事業に係る工事（令和3年度試行開始）については、特別簡易型を適用できるものとする。

ただし、災害復旧工事以外で、工事内容が水門工事（鋼構造物工事）や橋梁上部工事（補修・補強工事のうち橋梁付属物などの簡易な工事は除く）またはその他必要と認める工事の場合は、従来どおり標準型を適用する。

本書（暫定版）では、特に技術提案の改善を要しない工事での、事後審査型の標準型総合評価落札方式について記載する。

評価項目のうち客観的な評価ができないものについては、和歌山県建設工事等総合評価審査委員会を利用し、評価を行うものとする。

「標準型」においては、工事目的物の品質向上等に繋がる企業の創意工夫等を評価するため、発注者が示す標準的な仕様に対し技術上の工夫（以下、具体的な技術提案）を求めることとし、発注者が示す標準的な仕様を超える提案を評価するものとする。

なお、技術ダンプを助長させないよう、定量評価を行う場合は上限値（下限値）を明示するものとし、定性評価を行う場合は過度にコスト負担を要する提案については優位な提案として評価しないものとする。

また、技術提案内容の履行に要する費用については、工事費内訳書において適切な費目に計上し、応札額に反映するものとする。

1) 落札者決定基準

表-6 標準型(県内業者限定工事) 落札者決定基準(案)

標準型 県内企業限定工事対象 予定価格(税抜き) 1億円以上の工事に適用									
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考				
具体的な技術提案	(1)技術提案の内容 定量的な評価項目 定性的な評価項目 等	提案の内容により評価	0~5	5.0	必須				
企業の 施工能力	(1)和歌山県発注工事の 契約後VEの採用実績 の有無	①実績あり(工事費の2%以上の縮減実績)	1.0	1.0	選択	【予定価格5億円以上(建築工事は10億円以上)の工事に 適用】			
		②実績あり	0.5						
		③実績なし	0.0						
配置予定技 術者の能力	(1)過去4年間の工事成績 の平均値	①75点以上	1.0	1.0	必須	※配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特別監理技 術者として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対 象とする。 ※主任(監理)技術者又は特別監理技術者として担当した 対象工事がない場合は、主任技術者として成り得る資格を有 し、現場代理人又は監理技術者補佐として担当した契約額 が1,500万円以上の工事を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。			
		②55点以上75点未満 1.0×(工事成績の平均値-65.0)/10.0	1.0 ~ -1.0						
		③55点未満	-1.0						
	(2)主任(監理)技術者の 保有する資格Ⅱ	①1級舗装施工管理技術者	1.0	1.0	選択	舗装工事又は舗装の占める割合が高い工事に適用			
		②2級舗装施工管理技術者	0.5						
		③舗装施工管理技術者の資格なし	0.0						
	(3) ・優秀施工者顕彰 ・和歌山県優良工事表彰 ・インフラDX大賞 (旧:i-Construction大賞) ・近畿地方インフラDX大賞 (旧:近畿地方i- Construction大賞) 上記いずれかの受賞の有無	①あり	1.0	1.0	必須	・和歌山県優良工事表彰及び近畿地方インフラDX大賞 (旧:近畿地方i-Construction大賞)については、【〇〇】年 度以降の受賞を評価の対象とする。 ・優秀施工者顕彰及びインフラDX大賞(旧:i- Construction大賞)については、入札書を提出した日ま でに受賞があれば評価の対象とする。 ・インフラDX大賞(旧:i-Construction大賞)及び近畿地方 インフラDX大賞(旧:近畿地方i-Construction大賞)の評 価については、受賞した工事に配置された技術者(主任 (監理)技術者)の業績を評価する。(表彰種別は問わ ない。)			
		②なし	0.0						
	(4)継続教育(CPD)の 取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系 継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	1.0	1.0	必須	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨 単位を認定している団体とする。			
②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)		0.5							
③なし		0.0							
地域貢献	(1)本店の有無	①工事箇所と同一の建設部管内に本店を有する	1.0	1.0	必須	海草建設部管内の工事の場合は、「和歌山市内」と「海南 工事事務所管内」に分けて評価する。			
		②上記以外	0.0						
	(2)大規模災害時 の協定締結	①あり	1.0	1.0	(選択)	土木一式、建築一式、管、電気工事に適用			
		②なし	0.0						
	(3)企業育成への 取り組み	①JV構成員に同種工事の施工実績を有しない者あり	1.0	1.0	選択	JVを認める工事で特に難易度が高い工事に適用 ただし、橋梁上部工(鋼構造物)工事を除く			
		②なし	0.0						
	(4)県産品、リサイク ル製品の積極利用	県産 品・リ サイク ル製 品	① 過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサ イクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の 工事の件数が 5件以上あり	1.0	1.0	必須	※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日 が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象と する。 ※「過去1年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日 が入札書を提出した日から起算して過去1年以内を対象と する。		
			同 2件以上5件未満	0.5					
			②過去1年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リ サイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同 業種の工事の件数が 1件以上あり	1.0					
			③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様 書に明記していない県産品建設資材または県産認定リ サイクル製品を1品目全数使用を提案	1.0					
④上記①②③以外		0.0							
県内 開発 建設 技術		⑤過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県内開発 建設技術の使用」が有となっている同業種の工事の件 数が 1件以上あり	0.1	0.1				(選択)	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】 ※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日 が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象と する。
		⑥「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1						
	⑦上記⑤⑥以外	0.0							

以上 14. 1点以内で換算は行わない

表一 7 標準型（県外企業参入工事） 落札者決定基準（案）

標準型 県外企業を含む入札 予定価格（税抜き） 1億円以上の工事に適用										
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	備考					
具体的な技術提案	(1)技術提案の内容 定量的な評価項目 定性的な評価項目 等	提案の内容により評価	0~5	5.0	必須					
企業の 施工能力	(1)和歌山県発注工事の 契約後VEの採用実績 の有無	①実績あり(工事費の2%以上の縮減実績)	1.0	1.0	選択	【予定価格5億円以上(建築工事は10億円以上)の工事に適用】  ※同種工事は○による○○工事とする。 ※対象は過去15年間とする。 ※工事成績が確認できない場合又は65点未満のものは評価の対象としない(0点とする)。				
		②実績あり	0.5							
		③実績なし	0.0							
	(2)県内での優良施工実績	①国土交通省発注県内工事、和歌山県発注工事での実績あり(工事成績80点以上)	2.0	2.0	必須					
		②同上(工事成績75点以上80点未満)	1.5							
		③同上(工事成績70点以上75点未満)	1.0							
④同上(工事成績65点以上70点未満)		0.5								
⑤上記以外		0.0								
配置予定 技術者の 能力	(1)過去4年間の工事成績 の平均値	①75点以上	1.0	1.0	必須	※配置予定技術者が主任(監理)技術者又は特例監理技術者として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 ※主任(監理)技術者又は特例監理技術者として担当した対象工事がない場合は、主任技術者に成り得る資格を有し、現増代理人又は監理技術者補佐として担当した契約額が1,500万円以上の工事を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。				
		②55点以上75点未満 $1.0 \times (\text{工事成績の平均値} - 65.0) / 10.0$	1.0 ~ -1.0							
		③55点未満	-1.0							
	(2)主任(監理)技術者の 保有する資格	①1級舗装施工管理技術者	1.0	1.0	選択					
		②2級舗装施工管理技術者	0.5							
		③舗装施工管理技術者の資格なし	0.0							
	(3)継続教育(CPD)の 取り組み状況	①当該工事の主任(監理)技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	1.0	1.0	必須		※建設系継続教育は「建設系CPD協議会」に加盟し、推奨単位を設定している団体とする。			
		②建設系継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上の取得)	0.5							
		③なし	0.0							
地域貢献	(1)本店の有無	①和歌山県内に本店を有する	1.0	1.0	必須	JVを認める工事で特に難易度が高い工事に適用 ただし、橋梁上部工(鋼構造物)工事を除く  ※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。 ※「過去1年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去1年以内を対象とする。				
		②上記以外	0.0							
	(2)県内企業育成への 取り組み	①JV構成員に同種工事の施工実績を有しない県内企業あり	1.0	1.0	選択					
		②なし	0.0							
	(4)県産品、リサイク ル製品の積極 利用	県産 品・リ サイク ル製 品	①過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の ① 工事の件数が 5件以上あり 同 2件以上5件未満	1.0 0.5	1.0		必須			
			②過去1年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が 1件以上あり	1.0						
			③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用を提案	1.0						
			④上記①②③以外	0.0						
		県内 開発 建設 技術	⑤過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県内開発建設技術の使用」が有となっている同業種の工事の件 数が 1件以上あり	0.1				0.1	(選択)	【県内開発建設技術を使用できる工事に適用】 ※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。
			⑥「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1						
⑦上記⑤⑥以外			0.0							
以上 14. 1点以内で換算は行わない										

a) 留意点

ア) 表一 6は入札参加が県内業者に限定される工事に用いる。表一 7は県外業者の参入が見込まれる場合に用いるものとする。

イ) 求める具体的な技術提案は工事内容により効果的に設定(表一 8に評価項目の具体事例を示す。)

することとし、必要に応じ学識経験者(和歌山県建設工事等総合評価審査委員会)の意見を聴き設定するものとする。



また、具体的な技術提案に何も記載のない場合、又は内容が適正でない場合には失格とすることがある。

ウ) 表一七の施工実績が国土交通省発注の和歌山県内での工事若しくは和歌山県発注工事<sup>※</sup>の場合は、当該工事の工事成績評定結果通知書（工事成績の記載された検査結果通知書でも可とする）の写しの添付を求め、工事成績の確認ができない工事又は65点未満の工事は評価の対象としない（0点評価）ものとする。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。

上記以外の工事（その他の機関の発注工事など）については、特に工事成績は求めない。

※ 県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事（建築・設備工事等）成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事（知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。）

エ) 契約後VEの実績で、共同企業体の構成員としての実績がある場合は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。

オ) 表一六の配置予定技術者の優秀施工者顕彰受賞の有無、優良工事表彰受賞の有無、インフラDX大賞（旧：i-Construction 大賞）受賞の有無又は近畿地方インフラDX大賞（旧：近畿地方 i-Construction 大賞）受賞の有無については、いずれか該当すれば評価するものとする。なお、いずれも所属企業が異なる（以前の勤務先での）受賞も加点点評価の対象とする。

共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のみ認めるものとする。

優秀施工者国土交通大臣顕彰受賞の有無は、入札書を提出した日までに受賞があれば評価対象とし、表彰状の写しを求めるものとする。また、インフラDX大賞（旧：i-Construction 大賞）受賞の有無は、入札書を提出した日までに受賞があれば評価対象とし、表彰状の他、CORINS等、当該工事の配置技術者として施工したことが確認できる書類を求めるものとする。

和歌山県優良工事表彰受賞の有無は、当該年度を含まない3ヶ年度前以降の受賞を評価するものとし、入札書を提出した日までに受賞があれば評価対象とし、表彰状の写しを求めるものとする。また、近畿地方インフラDX大賞（旧：近畿地方 i-Construction 大賞）の受賞の有無は、当該年度を含まない3ヶ年度前以降の受賞を評価するものとし、入札書を提出した日までに受賞があれば評価対象とし、表彰状の他、CORINS等、当該工事の配置技術者として施工したことが確認できる書類を求めるものとする。

カ) 県内企業育成への取り組みは、JVを認める工事で特に難易度が高くない工事に適用する。た

だし、橋梁上部工（鋼構造物）工事を除く。

キ）配置予定技術者のヒアリングを実施する場合には、技術提案作成要領に明記するとともに、開札後にヒアリング場所、時間等を通知し、実施するものとする。

ク）JVの入札参加を認める工事では、特に定めのないものは幹事会社のみ評価対象とする。

ケ）その他の留意点は特別簡易型・簡易型と同様とする。

10-2. 「標準型（試行タイプ）」総合評価落札方式

総合評価落札方式（標準型）の具体的な技術提案について

平成23年6月16日

下記の工事において、「評価項目数を1項目に設定、提案数を最大5提案で評価」を試行する。

記

○試行する工事

- ・PC 橋上部工
  - ・鋼橋上部工
  - ・下水シールド工
  - ・トンネル工
  - ・下水処理場（電気・管）等
- の県内・県外混合工事

但し、特別な事情がある場合は、この限りではない。

○評価

- ・提案数は最大5提案までとし、記載の順に通し番号を付けるものとする。加点評価対象は番号1から5の提案までとし、これを超えた提案は評価しない。また、通し番号の記載がない提案についても評価しない。ただし、超過した提案又は通し番号の記載がない提案（施工不可と判断されたものを除く。）も履行義務は負うものとする。
- ・配点は、1提案毎に「着目点に優提案1点」「着目点に良提案0.5点」とし、5提案合計で最大5点満点とする。なお、着目点以外の提案については、評価しない。
  - 優：提案された事項は、極めて効果が高く、優秀な提案である。
  - 良：提案された事項は、効果が高く、良好な提案である。
  - 標準：提案された事項は標準的な提案であり、発注者が示す標準的な仕様と同等の効果である。

落札者決定基準

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
具体的な技術提案	〇〇に関する工夫についての提案	評価内容に対して最大5提案とし、5提案を超えた提案項目は加点評価対象としない。 評価については、原則として各提案毎に現地条件等を踏まえ、技術提案の工夫による効果について确实性と重要度により評価する。	5.0	／ 5.0

○その他

- ・今回の試行に伴い、試行外の工事における「標準型」の具体的な技術提案の評価についても、着目点以外の提案については、評価しない。

○適用時期

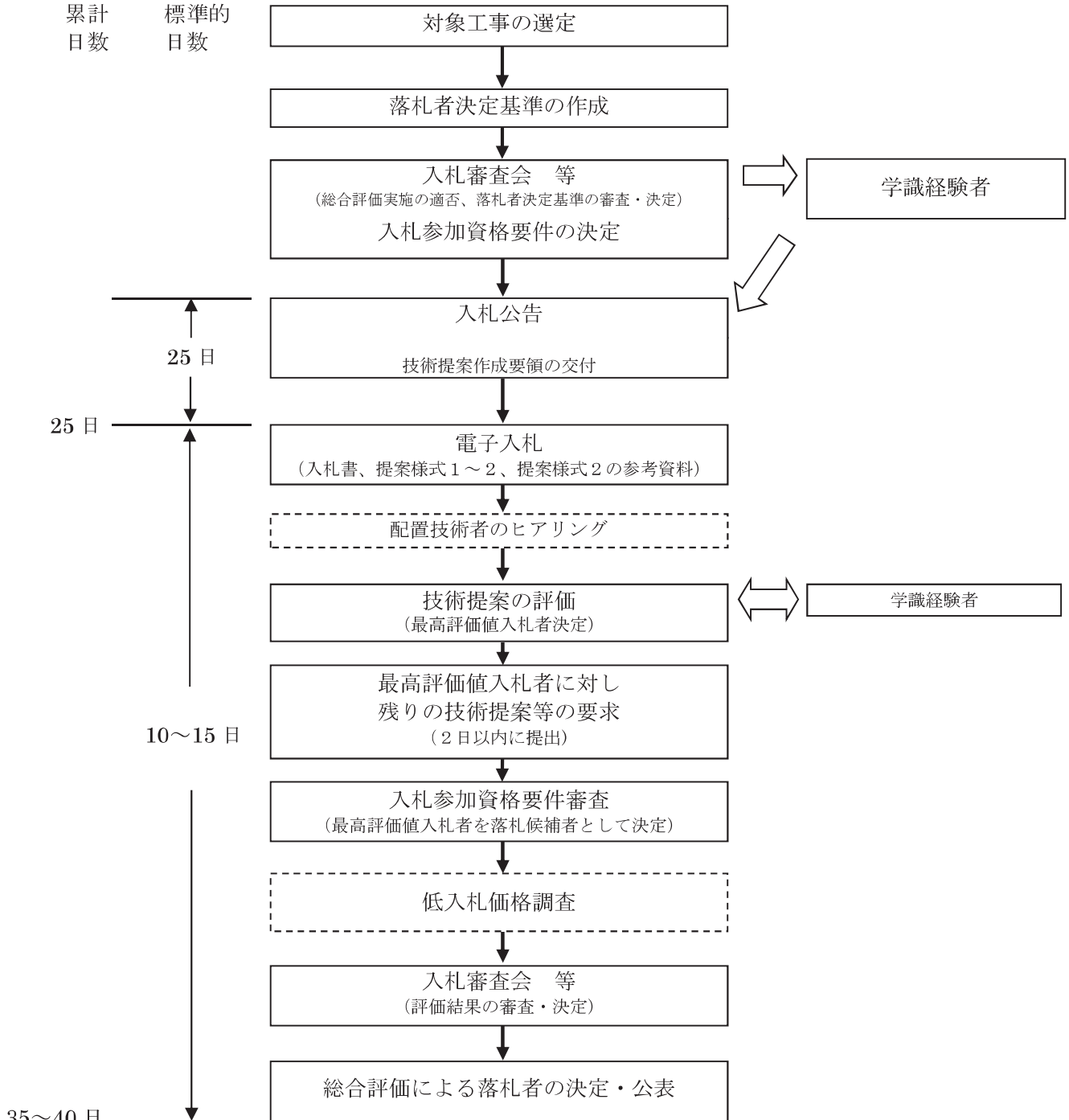
平成23年6月23日以降公告分の建設工事から適用する。





2) 実施手順

累計日数      標準的日数



図一 4 標準型フロー図

a) 入札公告

入札公告は、和歌山県ホームページへの掲載、及び対象工事を発注する機関での掲示をもって行う。

b) 技術提案作成要領

技術提案作成要領には、下記の内容について記載するものとする。

①入札に付する工事の概要



- ②入札書等の提出方法等
- ③技術提案の様式及び提出方法
- ④技術提案の内容に関する留意事項
- ⑤苦情申し立て
- ⑥その他留意事項

添付：技術提案の提出様式等

c) 開札（電子入札）

開札をしたときは、開札結果に基づき入札経過書を作成し、公表するものとする。

d) 技術提案の評価

開札終了後すみやかに、提出された申告点数表に基づき技術提案の評価を行い、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者の内、明らかに失格である者を除いた入札参加者の中で評価値の最も高い入札者を最高評価値入札者とし、その者に対し技術提案等の提出を求めるものとする。

また、評価結果は入札経過書に記載するものとする。なお、申告点数確認方式では、最高評価値入札者が提出した書面による技術提案のみを確認し、最高評価値入札者が入れ替わる場合を除き、評価値が2位以下の者に対する書面による技術提案の確認を行わないため、公表する落札者以外の評価結果については評価値を満たしていない可能性がある。

客観的な評価ができない項目については、和歌山県建設工事等総合評価審査委員会を利用し、評価を行うものとする。

e) 落札者の決定

落札者を決定するにあたっては、入札審査会等において、技術提案の評価結果等について審査を行い、落札者を決定するものとする。

技術提案が適切でなく、失格とした場合は技術提案失格通知書により通知するものとする。具体的な技術提案以外の項目で失格とする場合で学識経験者の意見を聴く必要があると判断した場合は、学識経験者の意見を聴いた上で、入札審査会等に諮るものとする。

f) 落札者の公表

落札者決定後はすみやかに、入札経過書を閲覧等により公表するものとする。

総合評価の評価内容ごとの得点は非公表（具体的な技術提案は評価内容ごとの得点を公表）とするが、入札参加者から公表の要求があった場合には、当該要求者の評価内容ごとの得点のみ当該要求者に対して回答するものとする。

また、具体的な技術提案の評価結果について、総合評価を行った入札者に対し、技術提案の記載の内、評価された部分を示し、落札者の決定を公表後、速やかに文書で通知するものとする。

g) 評価内容の担保

技術提案（施工不可と判断されたものを除く。）は、全て履行義務を負うものとし、施工方法等の履行が成されなかった場合には、工事成績の減点を実施するとともに、悪質な場合は入札審査会に諮るなどし、契約不履行の違約金請求等を行う。

また、「県産品、リサイクル製品の積極利用（県産品・リサイクル製品）」における「仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用」及び「県産品、リサイクル製品の積極利用（県内開発建設技術）」における「県内開発建設技術」を1品目全数使用」について、加点評価された場合には、不履行時におけるペナルティは工事成績の減点を行うが、加点評価されなかった場合には、不履行時のペナルティを行わない。

減点は、最大で法令遵守等違反の5. 文書注意の-8点を採用する。ただし、変更契約等により履行が困難となった場合はこの限りではない。

配置予定技術者の途中交代は、死亡、傷病、退職又は産休・育休等、特別な理由が無い限りこれを認めないこととする。

#### h) 監督

技術提案の施工方法等については、臨場等により確認を行い、工事打合せ簿を取り交わすものとする。

別記1号様式

和歌山県建設工事等総合評価  
 審査委員会事務局  
 技術調査課長 様

総合評価にかかる学識経験者意見聴取要請書

年 月 日

申請者	〇〇振興局建設部長		
意見聴取内容		落札者決定基準の検討	
		落札者決定基準の策定	
		技術提案により予定価格を定めた場合の妥当性	
		技術提案の評価	
		落札者決定	
工事内容			

別記2-1号様式

特別簡易型

入札経過書

発注機関の名称:

年 月 日

工事年度	
工事番号	
工事名	
工事場所	
予定価格(税抜き)	
開札日時	
契約方法	
入札状況	

<入札経過>

(単位:円)

入札者名	入札額	標準点	加算点			計	技術評価点	評価値	備考
			企業の 施工能力	配置予定技術 者の能力	地域貢献				

以上 〇〇者  
 上記金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額が法律上の入札金額である。

落札者名	
落札決定額	
入札書記載金額	
10/100相当額	
調査基準価格	(基準額 円 / 係数 )



## 別記3号様式

## 技 術 提 案 失 格 通 知 書

年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

和歌山県知事

先に提案のあった〇〇〇〇工事に係る技術提案の審査結果を下記のとおり通知します。

## 記

入札公告日	年 月 日		
工 事 名	〇〇〇〇建設工事		
予定価格 (税抜き)	円	調査基準価格 (税抜き)	円
提 案 項 目	失格理由		
〇〇の低減にかかる施工計画			
〇〇の低減にかかる工期設定			

なお、当職に対して失格の詳細理由について説明を求めることができます。  
この説明を求める場合は、年 月 日までに〇〇部〇〇課へその旨を記載した書面を提出して下さい。

地方自治法施行令改正後の審査について

平成20年6月～

	落札者決定基準の審査 (入札前の実施)	落札者の決定にかかる審査 (入札後の実施)	備考
高度技術提案型	審査分科会開催による審査	省略 (ただし、技術提案の評価時に評価部会を開催)	求める具体の提案は、高度な内容であり、評価部会により学識経験者が評価
標準型		省略 (ただし、技術提案の評価時に評価部会を開催)	
簡易型		省略 (ただし、下記条件1に該当する場合は審査分科会を開催)	
特別簡易型	審査分科会(メール)による審査	省略	落札者決定基準は、工事ごとに変更はなし(同一パターン)

条件1

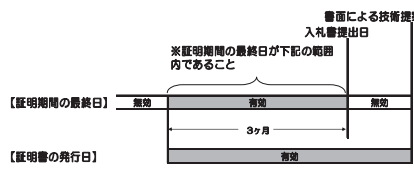
1. 技術提案の内容で失格とする場合
2. 評価値が接近していて、一つの判断の違いで落札者が変わる場合<sup>※</sup>
3. その他、審査が必要と判断した場合

※判断基準

$$\frac{\text{落札候補者の評価値}}{\text{次順位者の評価値}} < 1.01$$



◇総合評価落札方式における「各評価内容の基準日等」について

評価項目	評価内容	基準日	対象期間等	型式	
企業の施工能力	和歌山県発注工事の契約後VEの採用実績の有無	入札書提出日	入札書を提出した日までに採用されたもの	標準型(県内) 標準型(県内外)	
	県内での優良施工実績	入札書提出日	当該年度を含まない15ヶ年度前の4月1日から入札書を提出した日までに、元請けとして完成及び引渡し完了した「国土交通省発注県内工事」、「和歌山県 <sup>※</sup> 発注工事」のうちの同種工事 ※県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事(建築・設備工事等)成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事(知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。)に限る	標準型(県内外)	
配置予定技術者の能力	過去4年間の工事成績の平均値	入札公告日の前日	当該年度を含まない4ヶ年度前の4月1日から公告の日の前日までに、元請けとして完成及び引渡し完了した工事に主任(監理)技術者として従事した契約額(消費税及び地方消費税の額を含む。)1,500万円以上の県土整備部工事成績評定要領、県土整備部工事(建築・設備工事等)成績評定要領、農林水産部工事成績評定要領又は教育庁工事等成績評定要領により評定を行う県発注工事(知事部局又は教育委員会所管事業で振興局建設部等の出先機関が発注する工事を含む。)	特別簡易型 簡易型 標準型(県内) 標準型(県内外)	
	監理技術者の保有する資格 ※資格取得後の経験年数	開札日	資格の取得日から開札日までの経過年数	特別簡易型 簡易型	
	継続教育(CPD)の取り組み状況	入札書提出日	証明書は、証明期間の最終日が入札書提出日の3ヶ月前から入札書提出日までのものに限る。なお、証明書の発行日は書面による技術提案提出日以前のものであること。 	特別簡易型 簡易型 標準型(県内) 標準型(県内外)	
	・優秀施工者顕彰 ・和歌山県優良工事表彰 ・インフラDX大賞(旧:i-Construction大賞) ・近畿地方インフラDX大賞(旧:近畿地方i-Construction大賞) 上記いずれかの受賞の有無	入札書提出日	入札書を提出した日までに受賞したもの (ただし、和歌山県優良工事表彰及び近畿地方インフラDX大賞(旧:近畿地方i-Construction大賞)については、当該年度を含まない3ヶ年度前以降の受賞に限る。)	標準型(県内)	
地域貢献	大規模災害時の協定締結	入札書提出日	①入札書を提出した日における入札参加資格認定の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目の加点状況 ②入札書提出日時点において、入札参加資格審査の「大規模災害時の応急対策業務取組」にかかる入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請をしており、大規模災害協定に基づく災害応急対策協力者であることが確認できる者を評価する ③入札書提出日時点において、「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者または「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で40点の加点をされない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者は評価しない	特別簡易型 簡易型 標準型(県内)	
	県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品・リサイクル製品	入札書提出日	①入札書を提出した日から起算して過去3年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事 ②入札書を提出した日から起算して過去1年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事 ③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用	特別簡易型 簡易型 標準型(県内) 標準型(県内外)
		県内開発建設技術	入札書提出日	①入札書を提出した日から起算して過去3年以内に工事成績評定結果通知書が発行された同業種の工事 ②県内開発建設技術を1品目全数使用	特別簡易型 簡易型 標準型(県内) 標準型(県内外)

留意点

・個別案件の「各評価内容の基準日等」については、それぞれの入札公告を確認すること。

【令和5年6月1日時点】建設系継続教育(CPD)証明団体一覧表

団体名	推奨単位		備考
	1年間	その他	
空気調和・衛生工学会	50	—	
建設コンサルタンツ協会	50	—	
地盤工学会	50	—	
全国土木施工管理技士会連合会	20	40(2年間) 60(3年間) 80(4年間) 100(5年間)	
土木学会	50	—	
日本環境アセスメント協会	50	250(5年間)	
日本技術士会	50	150(3年間)	
日本造園学会	50	—	
日本都市計画学会	50	—	
農業農村工学会	50	—	
日本建築士会連合会	12	—	
建設業振興基金	12	—	
交通工学研究会	50	200(4年間) (TOE交通技術上級資格者)	
		150(4年間) (TOP交通技術資格者)	
森林・自然環境技術教育研究センター	20	100(5年間)	
全国上下水道コンサルタント協会	50	—	
全国測量設計業協会連合会	20	—	
全日本建設技術協会	25	—	
土質・地質技術者生涯学習協議会	50	250(5年間)	

留意点

- 各団体の推奨単位を満たしている者を評価する。  
各団体が発行する証明書の添付を求めるが、この証明書は、証明期間の最終日が入札書の提出日の3ヶ月前から入札書提出日までのものに限る。なお、証明書の発行日は、書面による技術提案提出日以前のものであること。
- 対象となる工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に関する継続教育をより高く評価する。  
例) 1級土木施工管理技士の場合は、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会  
技術士の場合は、公益社団法人日本技術士会が発行する証明書とする。

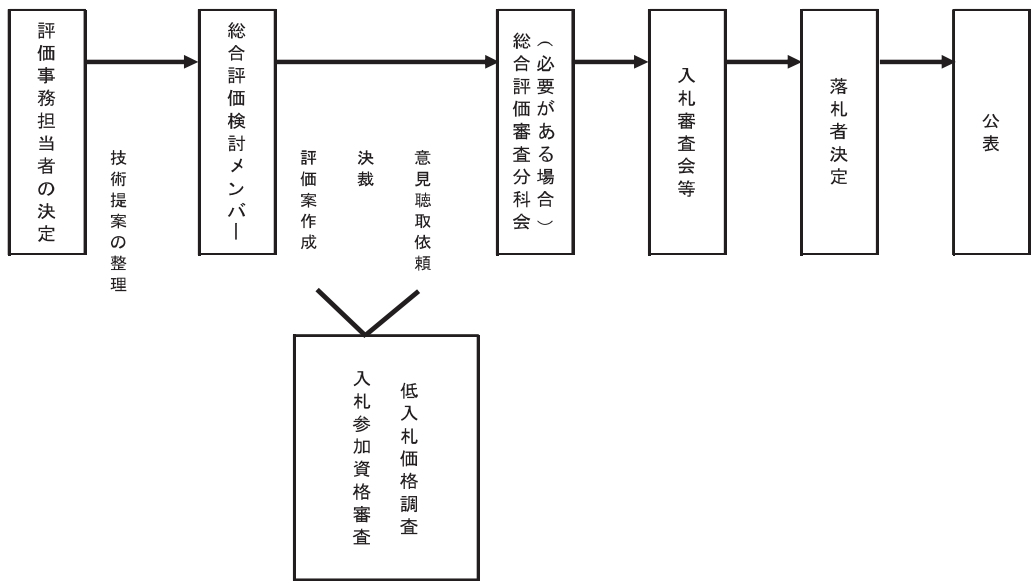
技術提案の評価方法について

◇技術提案の評価について(簡易な施工計画)

		5千万円～1億円の工事
1.	評価事務担当者の決定	担当工務課長等
2.	評価事務担当者の事務 ○技術提案の整理 ▪社名を消去し、番号等を割り振る ▪ただし、提案内容については、社名が類推される場合でも修正はしない ○総合評価検討メンバーの選定	
3.	総合評価検討メンバーの選定(3名以上) ▪評価事務担当者はメンバーになれない ▪評価事務担当者はメンバーに社名を漏らしてはならない	建設部等 原則として ▪係長職以上
4.	総合評価検討メンバーによる技術提案の評価 ▪評価は、それぞれのメンバーごとに評価を行い、平均値をとる方法を基本とする。	
5.	評価結果について決裁をとる ▪起案者は評価事務担当者	決裁権者 ▪建設部長等
6.	学識経験者の意見聴取(必要がある場合)	総合評価審査分科会
7.	入札審査会等に諮る	地方入札審査会
8.	落札者の決定	公表

注) 本課で設計書を作成しているものについては、適宜読み替えるものとする。

◇評価～落札者決定の流れ



## 5-(3) 土木一式Bランク工事における総合評価落札方式にかかる事務手引き（抜粋）

令和5年6月改訂

（令和5年6月1日以降に入札公告する工事から適用）

建設工事の更なる品質確保を図るため、土木一式Bランク工事（1500万円以上3000万円未満）の2割程度の件数で総合評価落札方式を適用する。

### 1 対象工事

予定価格（税抜き）1500万円以上3000万円未満の土木一式工事※1（以下「候補工事」という。）

※1 海上工事等を含む

### 2 適用

令和5年6月1日以降に入札公告する工事

### 3 型式

「特別簡易型」を適用する。

ただし、配置予定技術者の能力に関する評価については、下記の条件を付すものとする。

1) 書面による技術提案提出日において、配置予定技術者が総合評価落札方式（予定価格（税抜き）1,500万円以上3,000万円未満の舗装工事業の総合評価落札方式を除く。）により発注された他の県発注工事の主任（監理）技術者となっている場合※2は、配置予定技術者の能力に関する評価項目における加点評価を行わない。（減点評価のみ実施する。）

2) 過去4年間の工事成績の平均値については、予定価格（税抜き）が、3000万円未満の工事による工事成績のみ評価の対象とする。

※2 引渡し完了していない場合とする

### 4 総合評価落札方式適用工事の決定方法※選定イメージ図参照

各建設部内（海南工事事務所及び和歌山下津港湾事務所は事務所内）で、候補工事のうち、約2割を無作為抽出する。

#### 【手順】

- 1) 各候補工事を起案（起工）した時点で、各工事に通し番号を付し、建設部内で候補工事についての「総合評価候補工事表」を掲示の方法により公表。
- 2) 各候補工事について、「客観的な数値※」を用い適用工事を選定する。  
ただし、適用率を約2割にするために下記のとおり取り扱うものとする。
  - (1) 通し番号1を適用工事を選定した場合には、次の2、3、4、5は通し番号を付すが、選定はしない。次の選定は、通し番号6から同様に繰り返す。
  - (2) 通し番号1、2、3及び4が適用工事を選定されなかった場合は、次の5番を選定する。なお、選定を行わない工事は公表しない。
- 3) 通し番号は各年度で付すものとする。

※3 「客観的な数値」

- 候補工事を掲示した日の翌日以降で当該発注機関において最初に電子入札により開札し、成立した入札において、最初に応札した者の入札書提出日時の「秒」の末尾の数字を下記表に当てはめ適用工事を選定する。

入札書提出日時の「秒」の末尾の数字	0又は5	1又は6	2又は7	3又は8	4又は9
工事に付した通し番号	1 6	2 7	3 ・・・	4 ・・・	5 ・・・

5 候補工事の公表

各建設部内（海南工事事務所及び和歌山下津港湾事務所は事務所内）で、前頁4の手順3）により選定した工事は、前頁4の手順2）によりあらかじめ掲示した「総合評価候補工事表」に総合評価試行工事に選定されたことを示す赤丸印を付けるなどの明示により、速やかに公表するものとする。なお、公表する期間は各年度末までとする。

- 総合評価適用工事に選定された場合

総合評価候補工事表 年 月 日

通し番号	年度	工事番号	工事名	工事場所	選定
1	29	○○第▲号-2	◎◎線 道路改良工事	■●町 ★★地内	○

- 総合評価適用工事に選定されなかった場合

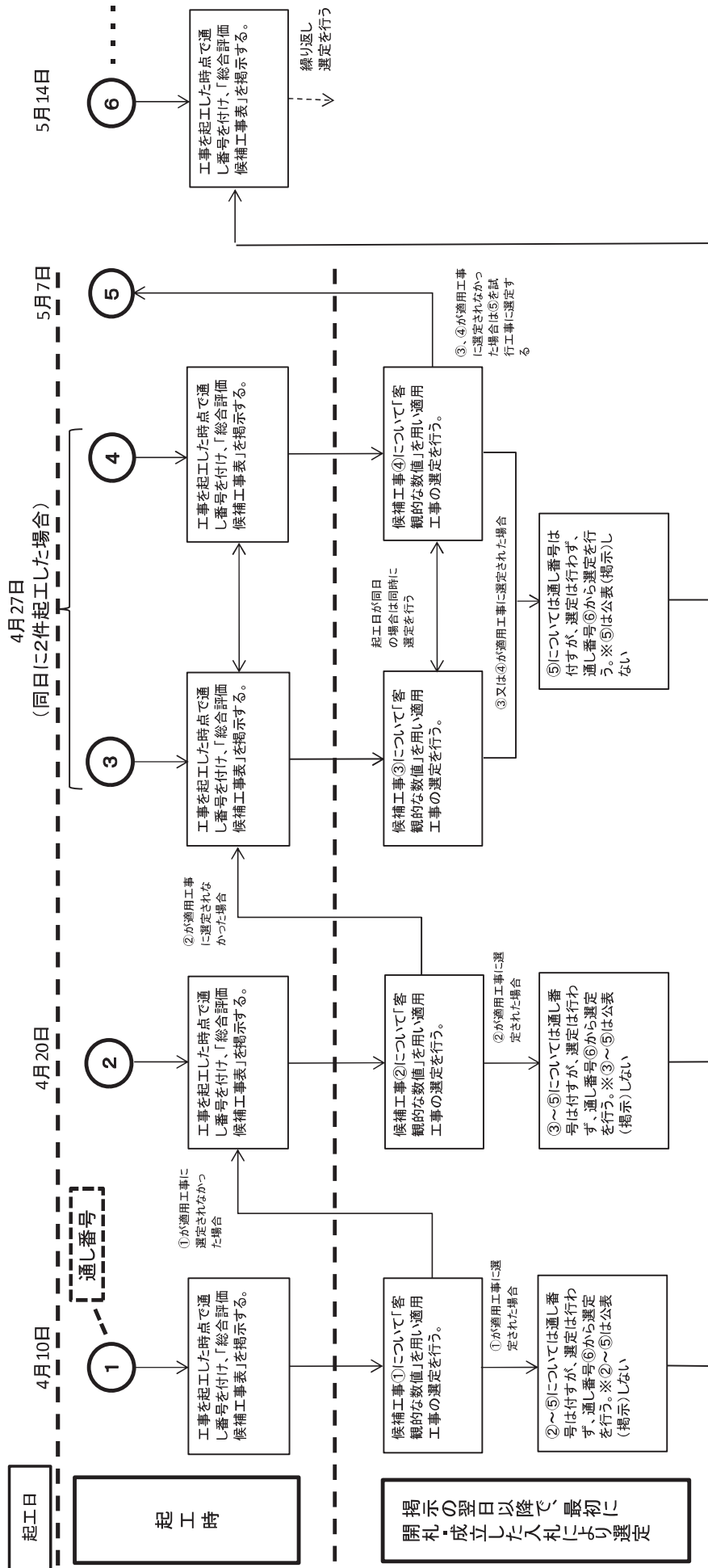
総合評価候補工事表 年 月 日

通し番号	年度	工事番号	工事名	工事場所	選定
2	29	◇◇第□号-2	●●川 河川修繕工事	▼▼町 ◆◆地内	—

6 評価結果について

総合評価落札方式により発注した工事については、制度導入効果検証のため、落札者決定後に評価結果シートを技術調査課へ提出するものとする。

※選定イメージ図





## 総合評価方式における評価結果の通知について

総合評価方式における評価結果については、落札決定後の入札経過書による公表内容に加えて、入札者から求めがあった場合には、当該入札者に対して評価結果を口頭で回答していました。

今般、国土交通省において総合評価方式における透明性の確保についての方針が出されたことに伴い、県においても技術提案(具体的な提案)の評価結果について、総合評価を行った入札者に対し、落札者の決定を公表後、速やかに文書で通知することとしました。

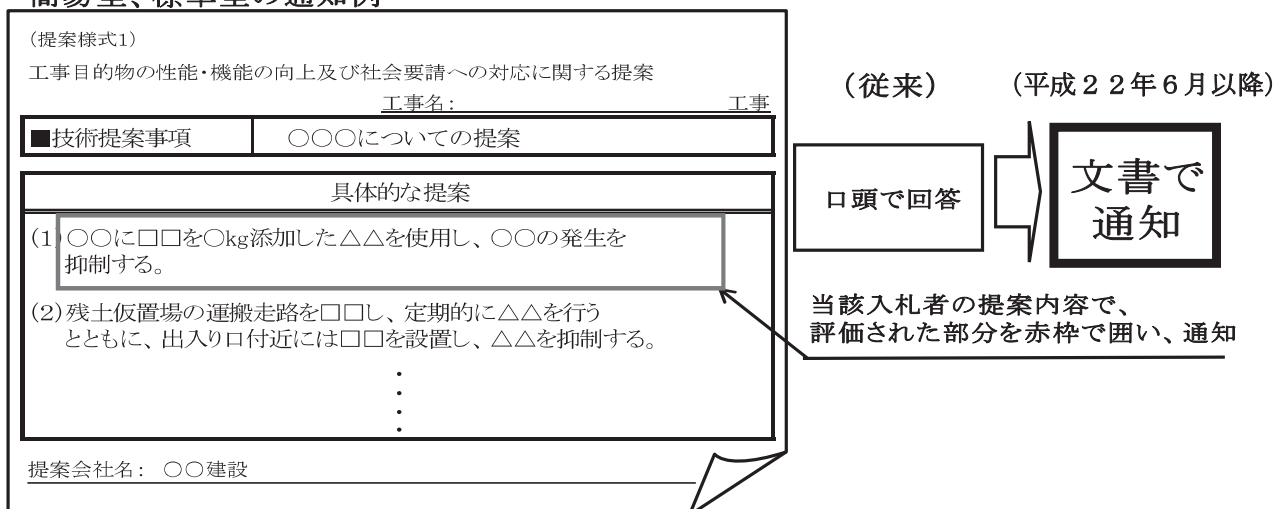
なお、平成22年6月1日以降に入札公告を行う工事から適用します。

### ○通知する内容

【簡易型】 当該入札者が提出した「簡易な施工計画」において、評価された部分

【標準型】 当該入札者が提出した「具体の技術提案」において、評価された部分

#### 簡易型、標準型の通知例



### ○従来どおり入札者から求めがあった場合、口頭で回答する内容

【特別簡易型】【簡易型】【標準型】 当該入札者の評価内容ごとの加算点

#### 特別簡易型の回答例

評価項目	評価内容	加算点
配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値	
	(2)主任(監理)技術者の保有する資格	
	(3)継続教育(CPD)の取り組み状況	
	小計	
地域貢献	(1)本店の有無	
	(2)大規模災害時の協定締結	
	(3)県産品、リサイクル製品の積極利用	
	小計	
加算点計		

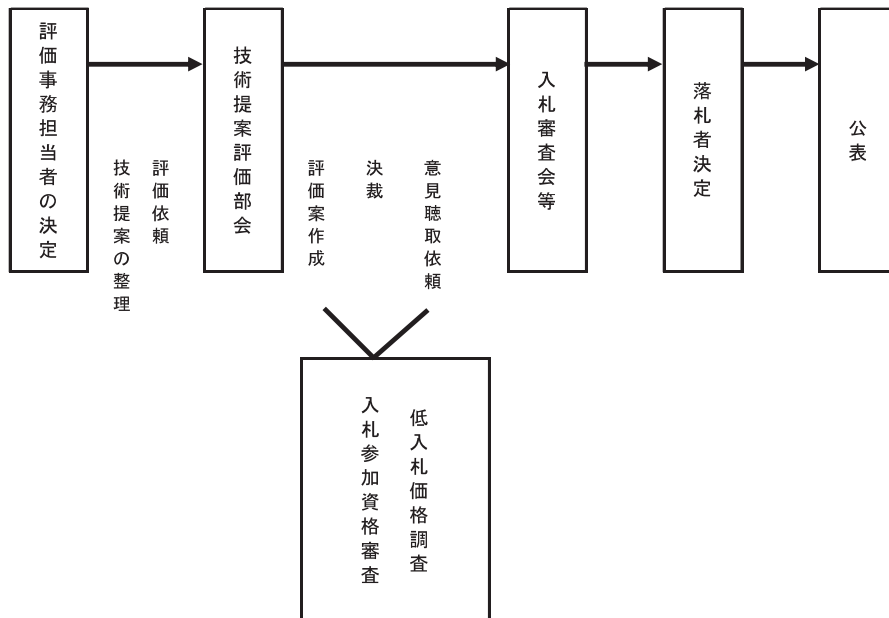
当該入札者の評価内容ごとの加算点を口頭で回答

◇技術提案の評価について(標準型)

		1億～5億の工事	5億～の工事
1.	評価事務担当者の決定	担当工務課長等	担当班長等
2.	評価事務担当者の事務 ○技術提案の整理 ・社名を消去し、番号等を割り振る ・ただし、提案内容については、社名が類推される場合でも修正はしない ○評価シートの作成		
3.	技術提案評価部会への依頼		
4.	技術提案評価部会委員による技術提案の評価		
5.	評価結果について決裁をとる ・起案者は評価事務担当者	決裁権者 ・建設部長等	決裁権者 ・課長
6.	入札審査会等に諮る	地方入札審査会	入札審査会
7.	落札者の決定	公表	公表

注) 本課で設計書を作成しているものについては、適宜読み替えるものとする。

◇評価～落札者決定の流れ



本資料は総合評価落札方式にかかる事務手引き（暫定版）の抜粋であるため、入札公告例や技術提案作成要領例は、別途参照されたい。

## 6 低入札価格調査実施要領【建設工事】

### 1 目的

この要領は、和歌山県が発注する建設工事に係る入札において、一定の基準価格を下回った入札があった場合に、自動的に失格とする最低制限価格制度とは異なり、その入札価格で適正な工事の施工が可能かどうか等の調査を実施することにより、ダンピングの防止を図り、公共工事の適正な施工の確保を図ることを目的とする。

### 2 調査の根拠法令等

調査の根拠とする法令等は次のとおりである。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項「普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他の請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする事ができる。」

(2) 施行令第167条の13

「第167条の7から第167条の10までの規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。」

(3) 和歌山県財務規則第104条

「施行令第167条の10第1項の規定に適合すると認めるときは、当該措置を必要とする理由を明らかにし、次順位者を落札者とするものとする。」

### 3 用語の定義

(1) この要領中「入札執行者」とは、入札の執行に関する事項についての専決をすることができる者のことをいう。

(2) この要領中「調査者」とは、発注機関の長（本庁で行った入札（以下「本庁入札」という。）の場合は、本庁の事業主管課長。ただし、公共建築課が発注する工事においては公共建築課長）が命じた者のことをいう。

(3) この要領中「調査基準価格」とは、施行令第167条の10第1項に規定する契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準となる価格をいう。

### 4 調査対象工事

原則として、次に掲げる工事を対象とする。

(1) 「予定価格（税抜き）」（予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。）が1億円以上の工事

(2) 予定価格（税抜き）が1億円未満の工事のうち、施行令第167条の10の2の規定により落札者を決定する方法（以下「総合評価落札方式」という。）を適用する工事（第167条の13により準用される場合を含む。）

#### 5 調査基準価格の設定及び算定

施行令第167条の10第1項に規定する契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準を設けるものとし、それはその者の申込みに係る価格が、契約ごとに定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合とする。

また、調査基準価格の算定は予定価格の算出の基礎となる仕様書、工事設計書等により入札執行者が算定する。

なお、契約ごとに定める割合の算定方法は次のとおりとする。

(1) 次に掲げる額の合算額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額（予定価格の100分の75に満たない場合は100分の75とする。）に一定の範囲で無作為に発生させた係数（ランダム係数）を乗じた額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が100分の75に満たない場合にあつては100分の75とする。なお、鋼橋、電気通信、機械設備、営繕工事及び下水道工事のうち機械設備・電気設備工事については別紙算定基準（1）、（2）、（3）のとおりとする。

##### ア 前項第1号に規定する工事

- (ア) 『直接工事費』に100分の97を乗じて得た額
- (イ) 『共通仮設費』に100分の90を乗じて得た額
- (ウ) 『現場管理費』に100分の90を乗じて得た額
- (エ) 『一般管理費等』に100分の68を乗じて得た額

##### イ 前項第2号に規定する工事

- (ア) 『直接工事費』に100分の100を乗じて得た額
- (イ) 『共通仮設費』に100分の90を乗じて得た額
- (ウ) 『現場管理費』に100分の90を乗じて得た額
- (エ) 『一般管理費等』に100分の68を乗じて得た額

(2) 特別な事情がある場合については、同項第1号に規定する算定方法によらないものとすることができる。

#### 6 低入札価格調査

調査基準価格を下回った価格で応札した者（以下「低入札価格入札者」という。）に対し、低入札価格調査を実施するときは、第14項に規定する調査様式及び添付資料により調査を実施するものとする。なお、予定価格を事前に公表する工事については、比較的工事規模が小さいため、品質等を落とさずに、コスト縮減する余地が少ないことから、第14項に規定する調査様式に記載の添付資料の提出を求め、計上された費用についての根拠や過去の実績による合理性や現実性など、特に重点的に調査を実施するものとする。

## 7 特別重点調査

- (1) 第4項第1号に規定する工事のうち、予定価格を事前公表する工事を除き、施行令第167条の10第1項に規定する契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によって、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められた場合、入札執行者は直ちに低入札価格入札者が入札時に提出した入札書及び工事費内訳書の金額を分析し、下表の上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳である同表上欄に掲げる各費用の額に同表下欄に掲げる率を乗じて得た額に満たない者を、特別重点調査の対象者と決定する。特別重点調査の対象者について低入札価格調査（特別重点調査）を実施するときは、第14項に規定する調査様式に記載の添付資料の提出を求め、計上された費用についての根拠や過去の実績による合理性や現実性など、特に重点的に調査を実施するものとする。
- (2) 営繕工事については、別紙算定基準（4）のとおりとする。
- (3) 特別な事情がある場合については、同項第1号及び第2号の算定方法によらないこととすることができる。

『直接工事費』	『共通仮設費』	『現場管理費』	『一般管理費等』
95%	80%	80%	50%

## 8 低入札価格調査の意向確認

予定価格を事前公表する工事については、原則、調査基準価格を下回った価格で応札した場合に、予め、低入札価格調査を受ける意向を低入札価格調査意向確認書（別記様式1）により確認をするものとする。

## 9 入札参加者への周知

- (1) 入札執行者は、次の事項を周知するものとする。
- ア 低入札価格調査制度を採用すること。
  - イ 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法。
  - ウ 低入札価格入札者は、総合評価における最高値の評価の者（以下「最高評価値入札者」という。）であっても、また総合評価落札方式でない入札においては最低の入札金額を提示した者（以下「最低価格入札者」という。）であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
  - エ 低入札価格入札者は、事後の調査（事情聴取）に協力すべきこと。
- (2) 入札執行者は、第8項に規定する低入札価格調査の意向を確認する案件（以下「意向確認設定案件」という。）の場合、次の事項についても周知に努めるものとする。
- ア 意向確認設定案件であること。
  - イ 低入札価格調査を受ける意思がある低入札価格入札者は、入札書の提出時に低入札価格調査意向確認書を提出しなければならないこと。
  - ウ 入札参加者は自ら入札金額と調査基準価格を比較し、入札金額が調査基準価格を下回

った場合、かつ、低入札調査意向確認書を提出した場合は、第14項に規定する調査様式を提出しなければならないこと。

エ 第14項に規定する調査様式の提出期限

## 10 調査における留意点

- (1) 入札書における入札金額と工事費内訳書における工事価格計額は同額でなければならない。同額でない場合は失格とする。
- (2) 低入札価格入札者は、第14項の各号に掲げる調査様式を提出しなければならない。調査様式の提出がなかった場合は、調査を実施することなく失格とする。
- (3) 調査様式の提出については、次に掲げるとおりとすること。

### ア 意向確認設定案件

低入札価格調査意向確認書を提出した入札参加者は、開札後、和歌山県公共工事等入札情報システム（以下「電子入札システム」という。）（電子入札によらず紙媒体による入札書を使用して入札を行う工事については閲覧等）により公表される対象工事の入札経過書に記載される調査基準価格を自ら確認し、入札金額が調査基準価格を下回った場合には、入札経過書の公表日から起算して3日以内（和歌山県の休日をも定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日、4月29日から5月5日までの日及び8月13日から8月16日までの日（以下「休日条例第1条に規定する県の休日等」という。）を含まない。）に第14項に規定する調査様式を提出しなければならない。

また、低入札価格入札者で、低入札価格調査意向確認書を提出しなかった低入札価格入札者は、調査を実施することなく失格とする。

### イ 意向確認設定案件以外

調査様式の提出を求められた低入札価格入札者は、提出を求められた日から起算して5日以内（休日条例第1条に規定する県の休日等を含まない。）に提出しなければならない。

- (4) 低入札価格入札者は、提出する第14項に規定する調査様式（「積算内訳書」（様式3-1））の各費用（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、工事価格計）について、入札時に提出した工事費内訳書の各費用（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、工事価格計）と同額としなければならない。同額でない場合は失格とする。
- (5) 低入札価格入札者との契約に係る契約保証金及び契約解除の場合の違約金を支払うべき額は、通常の請負契約書の記載額（請負代金額の10分の1以上）と異なる（請負代金額の10分の3以上）。

なお、契約保証を受けられない場合は、契約はできない。

- (6) 工事発注者は、工事中、工事完了後、施工体制台帳の内容と実態について調査を行わなければならない。（特記仕様書においても明示、第11項の規定による。）
- (7) 低入札価格入札者で契約者となった者は、土木工事施工管理基準等で定められた品質管理基準に示される施工に関する試験頻度、及び技術提案をした施工に関する試験頻度について2倍としなければならない。

ただし、技術提案をした施工に関する試験頻度が、土木工事施工管理基準等で定められた品質管理基準に示される施工に関する試験頻度の2倍以上である場合は対象外とする。（特記仕様書においても明示、第11項の規定による）



- (8) 低入札価格入札者で契約者となった者は、低入札価格調査時の積算内訳書（第14項第3号に規定する様式3-1）と工事完了後の実績を対比するため、調査表（第20項第1号に規定する様式13及び13-1）を提出しなければならない。また、ヒアリングを実施する場合はこれに応じなければならない。（特記仕様書においても明示、第11項の規定による。）
- (9) 低入札価格入札者で契約者となった者は、下請代金の不払いや支払い期間が不適切でないかなどを調査するため、調査表（第20項第2号に規定する様式14）を提出しなければならない。また、調査者は、ヒアリングを実施しなければならない。

## 11 特記仕様書への明示

次に掲げる事項を特記仕様書において明示するものとする。

- (1) 調査基準価格を下回る価格で落札した場合においては、施工体制台帳（契約書の写しも含む。）及び施工体系図（以下「施工体制台帳等」という。）の監督員への提出に際して、その内容のヒアリングを監督員から求められたときは、受注者は応じなければならない。
- (2) 調査基準価格を下回る価格で落札した場合においては、共通仕様書に基づく施工計画書の監督員への提出の際、その内容のヒアリングを監督員から求められたときは、受注者は応じなければならない。
- (3) 調査基準価格を下回る価格で落札した場合において、調査時と工事完了後の実績とを対比した書類を提出し、かつその内容のヒアリングを入札執行者から求められたときは、受注者は応じなければならない。また、入札執行者が関係の下請負者の同席を求める場合は、受注者は応じなければならない。
- (4) 同項第1号から第3号の提出等の指示に違反し、施工体制台帳等及び施工計画書を提出せず、又はヒアリングに応じなかった場合には、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に該当するものとし、入札参加資格停止とする。
- (5) 調査基準価格を下回る価格で落札した場合においては、土木工事施工管理基準等で定められた品質管理基準に示される施工に関する試験頻度、及び技術提案をした施工に関する試験頻度について2倍とすること。ただし、技術提案をした施工に関する試験頻度が、土木工事施工管理基準等で定められた品質管理基準に示される施工に関する試験頻度の2倍以上である場合は対象外とする。

## 12 入札の執行

- (1) 和歌山県が設置する電子入札システムにより入札を行う調査対象工事については、次のとおり取り扱うこととする。

### ア 意向確認設定案件

入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合で、かつ、低入札価格入札者の中に低入札価格調査意向確認書を提出した者がいる場合には、入札執行者は、落札を保留し、すべての入札参加者に対して「保留通知書」を電子入札システムから発行し、調査基準価格を下回っているすべての入札者（以下「低入札価格提示者」という。）のうち最高評価値入札者に、調査を実施する旨を告げる。（調査実施に係る通知文書は、別途、送付又は手渡す。）

なお、調査様式の提出については、入札参加者が自ら判断して行うこととする。

## イ 意向確認設定案件以外

入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、落札を保留し、すべての入札参加者に対して「保留通知書」を電子入札システムから発行し、低入札価格提示者に対し第14項に規定する調査様式の提出を指示し、低入札価格提示者のうち最高評価値入札者（総合評価落札方式でない入札においては最低価格入札者）に、調査を実施する旨を告げる。（調査実施に係る通知文書は、別途、送付又は手渡す。）

- (2) 調査対象工事が、電子入札によらず紙媒体による入札書を使用して入札を行う工事については、次のとおり取り扱うこととする。

## ア 意向確認設定案件

入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合で、かつ、低入札価格入札者の中に低入札価格調査意向確認書を提出した者がいる場合には、入札執行者は、すべての入札参加者に対して保留する旨を宣言し、低入札価格提示者のうち最高評価値入札者に、調査を実施する旨を告げる。（調査実施に係る通知文書は、別途、送付又は手渡す。）

なお、調査様式の提出については、入札参加者が自ら判断して行うこととする。

## イ 意向確認設定案件以外

入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、すべての入札参加者に対して保留する旨を宣言し、調査基準価格を下回っている低入札価格提示者に対し第14項に規定する調査様式の提出を指示し、低入札価格提示者のうち最高評価値入札者（総合評価落札方式でない入札においては最低価格入札者）に、調査を実施する旨を告げる。（調査実施に係る通知文書は、別途、送付又は手渡す。）

- (3) 調査対象工事については開札から落札決定まで不測の日数を要する可能性があることから、低入札価格調査に着手した日以降において当該工事の入札参加者から入札経過について問い合わせがあった場合は、その者の総合評価順位（総合評価落札方式でない入札においては入札金額順位）のみ回答するものとする。

## 13 調査の実施

調査者は、低価格で入札した理由等について、第14項に規定する調査様式に基づき速やかに実施するとともに、以下の内容についても併せて実施するものとする。

- (1) 経営内容・経営状況
- (2) 信用状態
- (3) その他必要な事項

## 14 調査様式

- (1) 「低入札価格調査報告書」（様式1）
- (2) 当該価格により入札した理由（「入札理由書」（様式2））
- (3) 入札金額の積算内訳
  - （「積算内訳書」（様式3-1））
  - （「下請予定内容報告書」（様式3-2））
  - （「共通仮設費（率分）内訳書」（様式3-3））

- (「現場管理費内訳書」(様式3-4))
- (「一般管理費内訳書」(様式3-5))
- (「資材単価一覧表」(様式3-6))
- (「機械損料・賃料一覧表」(様式3-7))
- (「法定福利費に関する調書」(様式3-8))
- (「据付間接費内訳表」(様式3-9))
- (「設計技術費内訳表」(様式3-10))
- (4) 技術者の配置予定(「配置予定技術者名簿」(様式4))
- (5) 手持ち工事の状況
  - (「対象工事現場付近」(様式5-1))
  - (「対象工事関連」(様式5-2))
- (6) 手持ち資材の状況(「手持ち資材の状況」(様式6))
- (7) 資材購入先及び購入先と入札者との関係(「資材購入先一覧」(様式7))
- (8) 手持ち機械数の状況(「手持ち機械数の状況」(様式8))
- (9) 労務者の具体的供給見通し
  - (「労務者の確保計画」(様式9-1))
  - (「工種別労務者配置計画」(様式9-2))
- (10) 過去に施工した公共工事名及び発注者
  - (「過去に施工した公共工事名及び発注者」(様式10))
- (11) 建設副産物の搬出地(「建設副産物の搬出地」(様式11))
- (12) 健康保険、厚生年金保険、雇用保険(以下、「社会保険等」という。)への加入状況
  - (「社会保険等への加入状況」(様式12))

## 15 調査後の落札者の決定

- (1) 調査の結果適合した履行がなされないおそれがないと認められる場合の措置

入札執行者は、調査者が行った調査の結果、最高評価値入札者(総合評価落札方式でない入札においては最低価格入札者)の入札金額により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないと認めたときは、各入札実施要領による落札者の決定にかかる所定の手続きを行う。
- (2) 調査の結果適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の措置

調査者は、調査の結果最高評価値入札者(総合評価落札方式でない入札においては最低価格入札者)が提示した入札金額によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたときは調査の結果及び意見を記載した書面を作成し、入札審査会(本庁入札以外の場合は、地方入札審査会)(以下「審査会」という。)に提出し、意見を求めなければならない。

## 16 審査会の意見に基づく落札者の決定等

- (1) 審査会の意見が、調査者の意見(契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める意見)と同一であった場合は、入札執行者は最高評価値入札者(総合評価落札方式でない入札においては最低価格入札者)を失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込み

をした他の者のうち総合評価において最高値の評価の者（総合評価落札方式でない入札においては最低の価格をもって申込みをした者）（以下「次順位者」という。）を最高評価値入札者（総合評価落札方式でない入札においては最低価格入札者）として各入札実施要領による落札候補者の決定にかかる所定の手続きを行う。なお、次順位者が低入札価格入札者であった場合は、第13項以降と同様の手続きを行う。

- (2) 入札執行者は、審査会の意見が、調査者の意見（契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める意見）と違う場合には、審査会の意見を尊重し、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないと認められる者として、各入札実施要領による落札者の決定にかかる所定の手続きを行う。

#### 17 契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合

以下の場合、審査会は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合に該当するものとして、最高評価値入札者（総合評価落札方式でない入札においては最低価格入札者）（次順位者同じ）を失格と判定し、入札執行者はその者に対し落札者に決定しないことを通知するものとする。

なお、判定基準については別紙判定基準のとおりとする。

- (1) 調査様式の提出がない場合
- (2) 調査に協力しない場合
- (3) 設計仕様等に適合しない場合
- (4) 積算内訳書算出根拠が適正でない場合
- (5) 建設副産物の処理が適正でない場合
- (6) 法令違反や契約上の基本事項違反等であると認められる場合
- (7) 上記の他、適正な工事の履行がなされないおそれがあると認められる場合

#### 18 調査結果の概要等の公表

調査結果の概要等については、落札決定後、速やかに公表するものとする。

#### 19 再調査の実施

- (1) 調査者は、次の事項に該当する場合、再調査を実施するものとする。
  - ア 下請業者の追加及び変更（2次下請以降は除く）
  - イ 下請金額の増減（概ね2割以上）ただし、設計変更による数量増減に伴うものは除く
  - ウ 施工方法の変更
  - エ その他発注者が必要と認める場合
- (2) 実施時期は、再調査を必要とする該当事項に係る事実が生じ、又は明らかになったときとし、調査者は、遅滞なく実施するものとする。
- (3) 周知方法は、特記仕様書にて明示するものとし、別紙「低入札価格調査について」のとおりとする。
- (4) 再調査の結果、契約に適合した履行がなされないと認められる場合の措置は、建設工事請負契約書第44条第1項第6号により契約を解除する。

(5) 該当事項の事象が生じ、施工体制台帳等及び施工計画書が提出されない場合の措置は、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止措置要綱に基づき審査する。

## 20 低入札調査時の積算と工事完了後の実績等対比

(1) 調査者は、工事完了後速やかに、受注者から工事完了後の実態について、調査票（様式13及び様式13-1）を提出させ、低入札価格調査時の積算内訳書と実態との対比する。なお、調査表の内容によっては、事情聴取を行うものとする。

### (2) 下請業者への適正な支払確認等の実施

調査者は、工事完了後速やかに、下請代金の不払いや支払い期間が不適切でないか等、受注者から様式14「下請代金支払状況等調査表」を提出させ、受注者、下請負者の双方から、事情聴取を行うものとする。

なお、同項第1号及び第2号の事情聴取により、必要と考えられる者に対しては指導を行う。また、その指導の結果によっては、次の措置を行うとともに、技術調査課長あて通知する。

ア 口頭による嚴重注意

イ 文書による嚴重注意

ウ 悪質な場合は、その内容の公表（閲覧等）

## 附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

この要領は、令和2年1月30日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

この要領は、令和3年4月1日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

この要領は、令和4年4月1日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

この要領は、令和5年4月1日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

別記様式1

## 低入札価格調査意向確認書

年 月 日

和歌山県知事 ○ ○ ○ ○ 様

所在地  
商号  
代表者氏名

下記工事の入札書に記載した金額が調査基準価格を下回った場合、低入札価格調査を受けることを前提とし、低入札価格調査実施要領【建設工事】に規定する調査様式を期限内に提出することを確約します。

## 記

工事年度・工事番号：○○年度 ○○ 第○号

工 事 名：○○○工事

- ※ 低入札価格調査を受ける意向がない場合には、当該様式を提出する必要はありません。
- ※ 当該様式を提出しない場合において、応札額が調査基準価格を下回ると失格となります。



**(1) 鋼橋、電気通信及び機械設備等に係る基準の取り扱いについて****1 「鋼橋及び鋼製の横断歩道橋の工事製作工事」に係る基準の取扱いの運用**

- ① 「共通仮設費」は鋼橋工場製作に係る積算基準の「間接労務費」に該当するものとする。
- ② 「現場管理費」は鋼橋工場製作に係る積算基準の「工場管理費」に該当するものとする。

**※入札時に提出する工事内訳書に「間接労務費」「工場管理費」の額を記入すること**

**2 「土木工事標準積算基準書（電気通信編）」に係る基準の取扱いの運用****(i) 一般工事**

- ① 『直接工事費』は、「直接製作費」、「直接工事費」の合計額とする。
- ② 『共通仮設費』は、「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額とする。
- ③ 『現場管理費』は、「工場管理費」、「現場管理費」、「機器間接費」の合計額とする。
- ④ 『一般管理費等』は、機器単体費の「一般管理費等」、工事費の「一般管理費等」の合計額とする。

ただし、「直接製作費」は機器単体費に10分の6を乗じた額、「間接労務費」は機器単体費に10分の1を乗じた額、「工場管理費」は機器単体費に10分の2を乗じた額、機器単体費の「一般管理費等」は機器単体費に10分の1を乗じた額とする。

**(ii) 鉄塔・反射板工事**

- ① 『直接工事費』は、「工場塗装費」、「材料費」、「製作費」、架設工事原価の「直接工事費」の合計額とする。
- ② 『共通仮設費』は、「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額とする。
- ③ 『現場管理費』は、「工場管理費」、「現場管理費」の合計額とする。

ただし、「材料費」と「製作費」の合計額は鉄塔製作費に10分の6を乗じた額、「間接労務費」は鉄塔製作費に10分の3を乗じた額、「工場管理費」は鉄塔製作費に10分の1を乗じた額とする。

**3 「土木工事標準積算基準書（機械編）」に係る基準の取扱いの運用**

- ① 『直接工事費』は、「直接製作費」、「直接工事費」の合計額とする。
- ② 『共通仮設費』は、「間接労務費」、「共通仮設費」の合計額とする。
- ③ 『現場管理費』は、「工場管理費」、「現場管理費」、「据付間接費」、「設計技術費」の合計額とする。



## (2) 営繕工事に係る基準の取り扱いについて

営繕工事に係る基準の取扱いの運用

- ① 『直接工事費』は、設計図書にある直接工事費から「現場管理費相当額」を減じた額とする。
- ② 『現場管理費』は、設計図書にある現場管理費に「現場管理費相当額」を加えた額とする。  
ただし、「現場管理費相当額」は、設計図書にある直接工事費に10分の1を乗じた額とする。

## (3) 下水道工事（機械設備・電気設備工事）に係る特別重点調査の取り扱いについて

和歌山県が発注する下水道工事のうち、下水道用機械設備請負工事工事費積算要領及び下水道用電気設備請負工事工事費積算要領にて積算される機械設備工事及び電気設備工事については、以下のとおり調査基準価格及び特別重点調査の各費用を算出する。

- ① 『直接工事費』は、「直接工事費」と「機械費」に10分の6を乗じた額の合計額とする。

$$\text{『直接工事費』} = \text{「直接工事費」} + \text{「機械費」} \times 6 / 10$$

- ② 『共通仮設費』は、「共通仮設費」と「機器費」に10分の1を乗じた額の合計額とする。

$$\text{『共通仮設費』} = \text{「共通仮設費」} + \text{「機器費」} \times 1 / 10$$

- ③ 『現場管理費』は、「現場管理費」、「据付間接費」、「設計技術費」の合計額と「機器費」に10分の2を乗じた額の合計額とする。

$$\text{『現場管理費』} = \text{「現場管理費」} + \text{「据付間接費」} + \text{「設計技術費」} + \text{「機器費」} \times 2 / 10$$

- ④ 『一般管理費等』は、「一般管理費等」と「機器費」に10分の1を乗じた額の合計額とする。

$$\text{『一般管理費等』} = \text{「一般管理費等」} + \text{「機器費」} \times 1 / 10$$

#### (4) 営繕工事に係る特別重点調査の運用について

営繕工事における特別重点調査については、「営繕工事に係る基準の取り扱いについて」を運用した上で、下記基準により判定を行う。

##### 特別重点調査基準

営繕工事においては、『直接工事費』及び『現場管理費』について個別に判定せず、合計額で判定を行う。

(参考)

『直接工事費』	『現場管理費』	『共通仮設費』	『一般管理費』
×	+	×	×
95%	80%	80%	50%

※上記(2)、(4)の取り扱いを適用する工事は、「公共建築工事積算基準」により積算された工事とする。

(参考)

・県土整備部都市住宅局公共建築課又は西牟婁振興局建設部において施行する県有の建築物(附帯設備を含む)に係る工事については、上記積算基準を適用している。

・その他の発注機関で施行する営繕工事についても、「公共建築工事積算基準」により積算する工事は上記基準による。

## 低入札価格調査について

別紙

- 1 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事であるため、調査基準価格を下回る価格で落札した場合には、次に示すとおり低入札価格調査（再調査含む）に協力しなければならない。
  - 2 受注者は、下請契約を締結した場合、下請金額に関わらず、施工体制台帳及び施工体系図を入札執行者に提出（契約書の写しも含む。）しなければならない。また、下記事項に該当する変更の事実が生じる場合も同様、遅滞なく提出しなければならない。
    - ① 下請業者の追加及び変更（2次下請け以降は除く）
    - ② 下請負金額の増減（概ね2割以上）ただし、設計変更による数量増減に伴うものは除く
    - ③ 施工方法の変更
  - 3 受注者は、2の書類の提出に際し、その内容のヒアリングを入札執行者から求められたときは応じなければならない。
  - 4 受注者は、調査基準価格を下回る価格で落札した場合、共通仕様書に基づく施工計画書を提出し、入札執行者から内容のヒアリングを求められたときはこれに応じなければならない。
  - 5 受注者は、調査基準価格を下回る価格で落札した場合、調査時と工事完了後の実績を対比した書類等を提出し、かつその内容のヒアリングを入札執行者から求められたときは応じなければならない。また、入札執行者が関係の下請負者の同席を求める場合は、これに応じなければならない。
  - 6 2から5の提出等の指示に違反し、施工体制台帳を提出せず、又はヒアリングに応じなかった場合には、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（当初施行日、平成16年6月15日技第508号）に該当するものとし、入札参加資格停止とする。
  - 7 2に該当する変更の事実が生じ、再調査を行った結果、契約に適合した履行がなされないと認められる場合には、建設工事請負契約書第44条第1項第10号に該当するものとし、契約を解除する。
  - 8 受注者は、調査基準価格を下回る価格で落札した場合、土木工事施工管理基準等で定める品質管理基準に示される施工に関する試験頻度、及び技術提案をした施工に関する試験頻度について2倍とすること。ただし、技術提案をした施工に関する試験頻度が、土木工事施工管理基準等で定められた品質管理基準に示される施工に関する試験頻度の2倍以上である場合は対象外とする。
- ※ なお、詳細については、「低入札価格調査実施要領【建設工事】」をご覧ください。要領等については、県庁技術調査課及び各入札執行通知者で配布、又は「和歌山県技術調査課のホームページ」に掲載しています。

(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/bid/teinyu/index.html>)

## 低入札価格調査による失格判定基準

項 目	内 容
1 調査様式等の提出	1 県の求める提出様式または添付資料の一部において提出がなく、必要な調査を行うことが出来ない場合
2 調査に協力しない場合	1 提出した報告書の根拠資料が、調査者が定める期限（調査日）に整わない場合（追加資料などで調査者の承認を得たものを除く。） 2 事情聴取に応じない場合
3 設計仕様等に適合しない場合	1 発注者が示した設計図書及び仕様書等に計上した設計数量や工法、施工条件を満足していない場合 2 材料・製品について、発注者が示した設計仕様に適合した品質・規格を満足していない場合
4 積算内訳書算出根拠が適正でない場合	1 算出根拠が明確でない場合 2 金額が一括計上されている場合 3 入札時の工事費内訳書と同額の積算がなされていない場合 4 必要な経費（技術提案の実現にかかる経費を含む。）が適切な費目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）に計上されていない場合 5 下請け見積額を下回る積算額が計上されている場合 6 下請け見積書等の工事内容（規模、工法、数量等）が不明確な場合 7 資材購入に係る見積額を下回る積算額が計上されている場合 8 手持ち資材の確認ができない場合 9 自社機械の所属等が確認できない場合 10 労務者（従業員）の雇用関係等が確認できない場合 11 配置予定技術者等の雇用関係が確認できない場合 12 配置予定技術者等の人件費、保険料、工事登録費用等の必要な経費が計上されていない場合 13 下請予定業者等の見積金額等が入札書提出日から起算して過去1年以内に調査対象者が下請予定業者等と取引した実績のある価格を基礎として見積もられていない。または下請予定業者等からの聞き取りにより、積算内訳書記載価格がいわゆる「指し値」である等、不当に低額に設定されたことが明白である場合 14 一次下請予定業者の法定福利費が未計上の場合に、その理由に合理性がない又は明記されていない場合 15 事情聴取の結果、確認資料が必要となった事項について、事情聴取日の次の開庁日までに確認資料を提出しなかった場合 16 事情聴取の結果、再提出のあった確認資料のうち、過去1年以内の調査対象者の実績を証明する資料について、再度事情聴取を実施したが、資料が不足するなど適正な履行が確認できない場合
5 建設副産物の処理が適正でない場合	1 建設副産物について適正な処理費用が計上されていない場合 2 建設副産物の搬出予定地や処理体制等が設計仕様書等に合致していない場合 3 受け入れ予定業者の見積金額が入札書提出日から起算して過去1年以内に調査対象者が取引した実績のある価格を基礎として見積もられていない場合 4 事情聴取の結果、確認資料が必要となった事項について、事情聴取日の次の開庁日までに確認資料を提出しなかった場合 5 事情聴取の結果、再提出のあった確認資料のうち、過去1年以内の調査対象者の実績を証明する資料について、再度事情聴取を実施したが、資料が不足するなど適正な履行が確認できない場合
6 法令違反や契約上の基本事項違反等であると認められる場合	1 監理技術者等が重複専任になる場合 2 健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の規定による届出の義務を履行していない場合（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者。ただし、当該届出の義務がない場合を除く。） 3 一次下請予定業者が、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の規定による届出の義務を履行していない場合（建設業法第2条第3項に定める建設業者。ただし、当該届出の義務がない場合を除く。） 4 その他法令違反
7 上記のほか、適正な工事の履行がなされないと認められる場合	1 入札書提出日から起算して過去1年以内において、賃金不払い等で送検（労働基準監督署から検察庁への書類送検）を受けている場合。（ただし、不起訴となった場合は除く。） 2 入札書提出日から起算して過去1年以内において、建設工事紛争審査会から下請代金の未払い等で支払いを命じる仲裁判断がだされた場合。（ただし、和解的仲裁判断は除く。） 3 その他

※ 様式については掲載を省略しています。県技術調査課ホームページに掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

## 7 和歌山県公共工事等電子入札運用基準

### (趣旨)

- 1 この運用基準は、和歌山県が発注する建設工事及び測量・設計コンサルタント業務等（以下「建設工事等」という。）を和歌山県が設置する和歌山県公共工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う電磁的記録（電子的方式、磁気的方式及びその他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の発受信により行う入札（以下「電子入札」という。）における取扱いについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

- 2 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。
  - (1) 電子入札システム  
案件の登録から落札決定までの入札に関する事務手続きについて、電子計算機及びインターネットを利用して業務処理を行うシステムをいう。
  - (2) 入札執行者  
和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号）及び和歌山県教育庁組織規則（平成15年教育委員会規則第14号）に規定する課（室）並びに財務規則第2条に規定するかい（警察本部に属するものを除く。）のうち工事等を執行する課（営繕工事等については公共建築課とする。）の長又はかい長をいう。
  - (3) 電子入札システムによる提出  
電子入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が発信する電磁的記録が、電子入札システムに記録されることをいう。
  - (4) 電子入札システムによる発行  
入札執行者が入札参加者に対して発信する電磁的記録が、電子入札システムに記録されることをいう。
  - (5) 電子入札システムによる受領  
入札執行者又は入札参加者が、その使用に係る電子計算機により電子入札システムに記録された電磁的記録を確認することをいう。
  - (6) ICカード  
電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下「法」という。）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子入札用ICカードのことをいう。
  - (7) 電子くじ  
入札参加者が入札書を電子入札システムにより提出した時刻及び入札執行者が開札を行った時刻を用いた演算式により、電子入札システムを利用してくじ順位を決定する仕組みをいう。
  - (8) 紙入札  
電子入札システムによらず紙媒体による入札書を使用して行う入札をいう。
  - (9) 電子署名  
法第2条第1項に規定する電子署名をいう。
  - (10) 電子証明書  
電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1項に規定する電子証明書をいう。

### (電子入札システムの利用可能時間)

- 3 入札参加者が電子入札システムを利用可能な時間は、午前9時から午後5時30分までの間（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）及び電子入札システムのメンテナンス等に要する時間を除く。）とする。

### (利用者登録)

- 4-1 入札参加者は、電子入札システムに参加するために必要な入札参加者の情報（以下「利用者情報」という。）を登録（以下「利用者登録」という。）しなければならない。
- 4-2 電子入札システムの利用者登録をした者は、登録内容に変更が生じた場合には、直ちに利用者情報の変更を行わなければならない。

### (入札書提出期間)

- 5 電子入札システムによる入札書の提出可能期間（以下「提出期間」という。）は、開札日の前日（その日



が休日であるときは、その前日以前においてその日に最も近い休日でない日。以下同じ。) から起算して3日前(休日を含まない。)の午前9時から開札日の前日の午後5時30分までのうち第3項に定める電子入札システム利用可能時間とする。

#### (入札)

- 6-1 入札参加者は、提出期間内に、電子署名及び当該署名に係る電子証明書を付して、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額より消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入力のうえ入札書を電子入札システムにより提出しなければならない。
- 6-2 前項の場合において、入札参加者は、入札書記載金額の工事費内訳書又は業務費内訳書(以下「内訳書」という。)を提出する必要がある場合は、入札書に内訳書を添付のうえ電子入札システムにより提出しなければならない。
- 6-3 入札参加者は、入札書の必要事項すべてを記入しなければならない。
- 6-4 電子入札システムにより提出した入札書、内訳書、添付書類の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- 6-5 入札参加者が次の各号に起因する障害により電子入札ができない旨、入札執行者に申告した場合においては、入札執行者は障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする。この場合において、入札執行者が短時間での復旧は不可能であると判断したときは、入札執行者は、入札書受付締切予定日時及び開札予定日時の変更を行うことができる。
- (1) 天災
  - (2) 広域的又は地域的な停電
  - (3) インターネットプロバイダ、通信事業者等に起因する通信障害
  - (4) その他入札参加者に責めがない障害
- 6-6 入札執行者は、入札書受付締切予定日時以後、入札締切通知書を電子入札システムにより発行するものとする。
- 6-7 前項の場合において、入札参加者は、入札締切通知書を入札参加者の使用に係る電子計算機により受領するものとする。
- 6-8 入札締切予定日時を過ぎて入札書が電子入札システムに未到達であり、かつ、入札参加者からの連絡がない場合においては、入札執行者は、当該入札参加者が入札を辞退したと見なすことができる。

#### (内訳書)

- 7-1 入札参加者が内訳書を提出する必要がある場合にその作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は、次のいずれかとする。この場合においては、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないこととする。
- (1) Microsoft Word (Microsoft Word 2016により読み込み可能なバージョンで作成したもの。)
  - (2) Microsoft Excel (Microsoft Excel 2016により読み込み可能なバージョンで作成したもの。)
  - (3) PDF ファイル (Adobe Acrobat Reader DCにより読み込み可能なバージョンで作成したもの。)
  - (4) その他入札執行者が特に認めたファイル形式
- 7-2 ファイル圧縮を行う場合は、LZH 又は ZIP 形式とする。この場合においては、自己解凍方式は指定しないものとする。
- 7-3 7-1 または 7-2 によらず提出された内訳書は提出がないものとみなす。
- 7-4 入札参加者は、内訳書の容量が3メガバイトを超える場合は、その旨を入札執行者に申告し、入札執行者の指示に従うものとする。
- 7-5 前項の場合において、入札参加者は、内訳書添付に代え入札書に添付できない理由を記載したファイルを入札書に添付するものとする。
- 7-6 入札参加者から電子入札システムにより提出された内訳書へのコンピューターウィルス感染(以下「ウィルス感染」という。)が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

#### (添付資料)

- 8-1 入札参加者が入札担当者連絡票や技術提案等の添付資料(以下「添付資料」という。)の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は次のいずれかとする。この場合においては、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないものとする。
- (1) Microsoft Word (Microsoft Word 2016により読み込み可能なバージョンで作成したもの。)
  - (2) Microsoft Excel (Microsoft Excel 2016により読み込み可能なバージョンで作成したもの。)
  - (3) PDF ファイル (Adobe Acrobat Reader DCにより読み込み可能なバージョンで作成したもの。)

- (4) 画像ファイル（JPEG 形式又は GIF 形式に限る。）
- (5) その他入札執行者が特に認めたファイル形式
- 8-2 ファイル圧縮を行う場合は、LZH 又は ZIP 形式とする。この場合においては、自己解凍方式は指定しないものとする。
- 8-3 8-1 または 8-2 によらず提出された添付資料は提出がないものとみなす。
- 8-4 入札参加者は、添付資料の容量が3メガバイトを超える場合は、その旨を入札執行者に申告し、入札執行者の指示に従うものとする。
- 8-5 前項の場合において、入札参加者は、添付資料に代え入札書に添付できない理由を記載したファイルを入札書に添付するものとする。
- 8-6 入札参加者から電子入札システムにより提出された添付資料へのコンピューターウイルス感染（以下「ウイルス感染」という。）が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

#### （入札の辞退）

- 9-1 入札参加者が入札を希望しない場合には、電子入札システムによる入札書の提出に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 9-2 入札の辞退は、原則として、提出期間内に辞退届を電子入札システムにより提出するものとする。ただし、やむを得ない事由により、辞退届を電子入札システムにより提出できない場合は、電話、ファクシミリ等により辞退する旨、入札執行者に連絡を行った上、速やかに書面を郵送又は持参にて提出しなければならない。

#### （入札の延期又は取り止め等）

- 10 入札執行者は、天変地異その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取り止めることができる。

#### （開札）

- 11-1 開札は、入札公告等に示す日時に行うものとする。
- 11-2 入札執行者は、開札に当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
- 11-3 入札執行回数は、1回とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、開札を終了するものとする。
- 11-4 入札執行者は、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合等くじを行う必要が生じた場合は、直ちに、電子入札システムにおけるくじ機能を用い、電子くじを実施するものとする。

#### （入札参加者のICカードの取扱い）

- 12-1 電子入札を利用することができるICカードは、和歌山県と契約を締結する権限を有する者のICカードに限る。
- 12-2 特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）及び経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）における入札可能なICカードは、特定JV又は経常JV（以下「JV」と総称する。）の代表者のICカードとする。
- 12-3 JVの入札に当たっては、入札担当者連絡票及び入札書にJVの名称を明記するものとする。
- 12-4 入札参加者が次の各号のいずれかに該当するICカードの使用を行った場合は失格とする。
  - (1) 12-1 または 12-2 以外のICカードを使用して入札をした場合
  - (2) 他人のICカードを不正に使用して入札に参加した場合
  - (3) 和歌山県と契約を締結する権限を有する者が変更となっているにもかかわらず、変更前の契約締結権限保有者のICカードを使用して入札に参加した場合
  - (4) 同一案件に対し、同一の者が複数のICカードを使用して入札に参加した場合
  - (5) その他不正の目的を持ってICカードを使用して入札に参加した場合

#### （書面による入札承諾の基準）

- 13 入札執行者は、入札参加者から、紙入札方式参加承諾願（別記第1号様式）が提出されたときは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、紙入札を承諾するものとする。
  - (1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約の案件において、入札参加者が紙入札を希望するとき。
  - (2) 代表者の変更等やむを得ないと認められる事由により、ICカードに格納されている電子証明書記載事項の変更の必要が生じ、かつICカードの再取得が電子入札に係る各手続きの期限等に間に合わない



とき。

- (3) 前2号に規定するもののほか、次の各号により、明らかに入札参加者の責めに帰すべき事由がなく、電子入札システムを用いて入札書を提出できないとき。

ア 天災

イ 広域的又は地域的な停電

ウ インターネットプロバイダ、通信事業者等に起因する通信障害

エ ICカード認証局に起因する障害

オ ICカードが破損等で使用不可となった場合（ただし、入札参加者の責めにより使用不可となった場合を除く。）

#### (紙入札者の電子入札における取扱い)

- 14-1 前項の規定により入札執行者が紙入札での参加を承諾した入札参加者（以下「紙入札者」という。）は、電子入札に係る作業を行わないものとする。ただし、すでに実施済みの電子入札システムによる電磁的記録の発受信は有効なものとして取り扱い、別途手続を要しないものとする。
- 14-2 紙入札者は、入札書、内訳書（以下これらを「入札書等」という。）を封筒に入れ、封筒の表面に、開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、入札者の商号又は名称（経常建設工事共同企業体及び特定建設工事共同企業体の場合は、共同企業体名）、建設業許可番号（経常建設工事共同企業体及び特定建設工事共同企業体の場合は、共同企業体代表幹事の建設業許可番号）、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）を記載のうえ、提出期間内に入札執行者の指定する場所に持参により提出しなければならない。
- 14-3 紙入札者から提出のあった入札書等は、厳重に保管するものとし、開札予定日時まで封筒を開封してはならない。
- 14-4 入札執行者が紙入札者に代わって、紙入札者から提出された入札書に記載された入札金額を電子入札システムに入力することとする。
- 14-5 紙入札においては、入札執行者が当該紙入札書の内容を電子入札システムに記録した時刻をもって、電子くじに用いる入札書の提出時刻とする。

※様式については掲載を省略しています。県技術調査課ホームページに掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

## 8-(1) 和歌山県県土整備部工事等成績評定通知実施要領

[沿革]平成15年 4月1日(制定)  
 平成17年 7月1日(一部改正)  
 平成19年 4月1日(一部改正)  
 平成25年 4月1日(一部改正)  
 平成25年 8月1日(一部改正)  
 平成26年 4月1日(一部改正)  
 平成30年 4月1日(一部改正)  
 平成31年 4月1日(一部改正)  
 令和元年 8月1日(一部改正)

### (目的)

第1 本要領は、和歌山県県土整備部及び農林水産部の所掌する請負工事の工事成績評定の通知に関する事項を定めることにより、工事の適正かつ能率的な施工を確保し工事に関する技術水準の向上に資するとともに、工事の品質の確保を図ることを目的とする。

また、委託業務の成績評定の通知に関する事項を定めることにより、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

### (対象工事及び業務)

第2 評定点の通知の対象とする工事は、県土整備部及び農林水産部が発注する全ての請負工事について行うものとする。

2 評定点の通知の対象とする業務は、県土整備部及び農林水産部が委託する業務のうち、和歌山県工事検査規程（平成14年和歌山県訓令第21号）第2条に定める県工事に伴う業務について行うものとする。

### (評定の結果の通知)

第3 発注機関の長は、検査員から完成検査の評定の結果の提出があったときは、遅滞なく、当該工事の請負人又は当該委託業務の受託者に対して、次の表に掲げる様式により通知するものとする。

	工 事	地質調査業務 単純調査業務 測量業務 調査・計画業務 概略・予備設計業務 詳細設計業務	発注者支援業務
工事完成 結果通知書	別記第1号様式	—	
業務完了 結果通知書	—	別記第2号様式	
成績評定 結果通知書	別記第3号様式	別記第4号様式	別記第5号様式

### (修正した評定の通知)

第4 発注機関の長は、第3の通知をしたのち、和歌山県県土整備部工事成績評定要領第

8、及び和歌山県県土整備部業務成績評定要領第10による評定の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を通知するものとする。

(説明請求)

第5 第3及び第4の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に書面により発注機関の長に評定点について、説明を求めることができる。

2 発注機関の長は、評定の通知を受けた者から評定についての説明を求められた場合には、遅滞なく回答するものとする。

別記第1号様式(第3関係)

工事完成検査結果通知書

令和 年 月 日

契約の相手方  
住所、商号又は名称 代表者氏名 様

発注機関の長

工事完成検査の結果は、下記のとおりです。

記

契約目的事項	年度 第 号
	地内
	工事
契約金額	円
契約年月日	年 月 日
完成期限	年 月 日
届出による完成日	年 月 日
検査年月日	年 月 日
検査結果	合格 工事成績評定点 点

## 別記第2号様式(第3関係)

業務完了検査結果通知書	
令和 年 月 日	
契約の相手方 住所、商号又は名称 代表者氏名 様  発 注 機 関 の 長	
業務完了検査の結果は、下記のとおりです。  記	
契約目的事項	年度 第 号
	地内
	業務
契約金額	円
契約年月日	年 月 日
完成期限	年 月 日
届出による完成日	年 月 日
検査年月日	年 月 日
検査結果	合 格 業務成績評定点 点

別記第3号様式（第3関係）

令和 年 月 日

契約の相手方  
商号又は名称 代表者氏名 様

発注機関の長

工事成績評定結果通知書

貴社が受注した 年 第 号  
工事について、和歌山県県土整備部工事成績評定要領に基づき評定した結果を下記のとおりを通知します。

記

考査項目	細別	評定点/満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/ 3.3点
	II. 配置技術者	/ 4.1点
2. 施工状況	I. 施工管理	/ 13.0点
	II. 工程管理	/ 8.1点
	III. 安全対策	/ 8.8点
	IV. 対外関係	/ 3.7点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	/ 14.9点
	II. 品質	/ 17.4点
	III. 出来映え	/ 8.5点
4. 工事特性(加点のみ)	I. 施工条件等への対応	/ 7.3点
5. 創意工夫(加点のみ)	I. 創意工夫	/ 5.7点
	II. 県産品、県認定リサイクル製品	
6. 社会性等(加点のみ)	I. 地域への貢献等	/ 5.2点
7. 法令遵守等(減点のみ)		点
評定点合計		/ 100点

※5. 創意工夫のうち、I. 創意工夫 県内開発建設技術の使用 有（または無）  
II. 県産品、県認定リサイクル製品  
(個別に評価した点数) / 4.13点

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は以下のとおりです。

1. 送付先
2. 手続き等の問い合わせ先

別記第4号様式（第3関係）

令和 年 月 日

契約の相手方

商号又は名称 代表者氏名 様

発注機関の長

## 業務成績評定結果通知書

貴社が受注した 年 第 号 業務  
 について、和歌山県県土整備部業務成績評定要領に基づき評定した結果を下記のとおりを通知  
 します。

## 記

評価項目	細 別	評定点/満点
実施能力の評価	実施体制及び執行計画	/ 20点
実施状況の評価	執行管理	/ 5点
	品質管理	/ 20点
	業務特性	/ 10点
	創意工夫	/ 4点
説明調整能力の評価	説明調整能力	/ 6点
取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	/ 5点
結果の評価	成果物の品質	/ 30点
業務評定点		/ 100点
事故等による減点		(-5~0点)
瑕疵修補又は損害賠償による減点		(-20~0点)
総合評定点		/ 100点

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は以下のとおりです。

1. 送付先
2. 手続き等の問い合わせ先



別記第5号様式（第3関係）

令和 年 月 日

契約の相手方

商号又は名称 代表者氏名 様

発注機関の長

## 業務成績評定結果通知書

貴社が受注した 年 第 号 業務  
 について、和歌山県県土整備部業務成績評定要領に基づき評定した結果を下記のとおりを通知します。

## 記

評価項目		評定点/満点
専門技術力	目的と内容の理解	/ 6点
	的確な履行	/ 36点
	業務目的の達成度	/ 18点
管理技術力	業務実施体制の的確性	/ 12点
	打ち合わせの理解度	/ 6点
	指揮系統の迅速性、確実性	/ 14点
取組姿勢	責任感、積極性、発注者側の視点	/ 8点
業務評定点		/ 100点
業務執行に係る過失に伴う減点		(-21~0点)
事故等による減点		(-5~0点)
瑕疵修補又は損害賠償による減点		(-20~0点)
総合評定点		/ 100点

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は以下のとおりです。

1. 送付先
2. 手続き等の問い合わせ先

## 8-(2) 和歌山県県土整備部業務成績評定要領

[沿革] 平成15年4月1日 制定

平成19年4月1日 一部改正

平成26年4月1日 一部改正

平成31年4月1日 一部改正

(目的)

第1 この要領は、和歌山県県土整備部及び農林水産部が所掌する業務委託の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ適確な評定の実施を図り、もって受託業者の適正な選定及び指導育成並びに品質の向上を図ることを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定は、和歌山県工事検査規程（平成14年4月1日和歌山県訓令第21号）第2条第1項（3）に定める県工事に伴う業務のうち県土整備部及び農林水産部が所掌する業務について行うものとする。

2 評定を行う業務のうち、単純調査業務は別表1の例示のとおりとする。

(評定者)

第3 業務成績の評定者（以下「評定者」という。）は、和歌山県工事検査規程（平成14年4月1日和歌山県訓令第21号）第2条第1項（5）に定める検査員、設計図書に定める監督員及び担当課長等とする。

(評定の方法)

第4 評定は、業務委託契約ごとに独立して行うものとする。

2 評定は、評定者ごとに独立して適確かつ公正に行うものとする。

(監督員による評定)

第5 監督員による評定は、次の表に掲げる「業務成績評定表」、「評定点集計表」及び「採点表」により行うものとする。評定にあたっては、当該業務の履行状況に応じ、評価項目の各項目に従って、評価を行うものとする。なお、評価項目の追加、削除、もしくは評価比重の変更は行わないものとする。

	地質調査業務	単純調査業務	測量業務	調査・計画業務	概略・予備設計業務	詳細設計業務	発注者支援業務
業務成績評定表	別紙1①	別紙1①	別紙1①	別紙1①	別紙1①	別紙1①	別紙1②
評定点集計表	別紙2①	別紙2①	別紙2①	別紙2②	別紙2②	別紙2②	別紙2③
採点表	別紙3①	別紙3②	別紙3③	別紙3④	別紙3⑤	別紙3⑥	別紙3⑦

(担当課長等による評定)

第6 担当課長等による評定は、次の表に掲げる「業務成績評定表」、「評定点集計表」及び「採点表」により行うものとする。評定にあたっては、当該業務の履行状況に応じ、評価項目の各項目に従って、評価を行うものとする。なお、評価項目の追加、削除、もしくは評価比重の変更は行わないものとする。

	地質調査業務	単純調査業務	測量業務	調査・計画業務	概略・予備設計業務	詳細設計業務	発注者支援業務
業務成績評定表	別紙1①	別紙1①	別紙1①	別紙1①	別紙1①	別紙1①	別紙1②
評定点集計表	別紙2①	別紙2①	別紙2①	別紙2②	別紙2②	別紙2②	別紙2③
採点表	別紙4①	別紙4②	別紙4③	別紙4④	別紙4⑤	別紙4⑥	別紙4⑦

- 2 担当課長等は、当該業務において受託者に起因する事故等が発生し、措置を行った場合には、当該業務の総合評定点に対して、次表を参考として-5点まで減点することができる。

区 分	口頭注意	文書注意
考查点	-3点	-5点

- 3 担当課長等は、成果品に、受託者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約図書に記された手続きに従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の総合評定点に対して、次表を参考として-20点まで減点することができる。ただし、ここでいう瑕疵修補とは、軽微なミスの修正ではない大幅な修補をいう。

区分	瑕疵修補又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失による瑕疵修補又は損害賠償の実施
考查点	-10点	-20点

(検査員による評定)

- 第7 検査員による評定は、次の表に掲げる「業務成績評定表」、「評定点集計表」及び「採点表」により行うものとする。評定にあたっては、当該業務の履行状況に応じ、評価項目の各項目に従って、評定を行うものとする。なお、評価項目の追加、削除、もしくは評価比重の変更は行わないものとする。

	地質調査業務	単純調査業務	測量業務	調査・計画業務	概略・予備設計業務	詳細設計業務	発注者支援業務
業務成績評定表	別紙1①	別紙1①	別紙1①	別紙1①	別紙1①	別紙1①	別紙1②
評定点集計表	別紙2①	別紙2①	別紙2①	別紙2②	別紙2②	別紙2②	別紙2③
採点表	別紙5①	別紙5②	別紙5③	別紙5④	別紙5⑤	別紙5⑥	別紙5⑦

(対象業務が複数の業務にまたがる場合の取扱い)

- 第8 対象業務が、「地質調査業務」、「単純調査業務」、「測量業務」、「調査・計画業務」、「概略・予備設計業務」、「詳細設計業務」、「発注者支援業務」のうちの複数の業務にまたがる場合においては、業務の目的、金額を勘案し、原則として主たる業務の評価をもって評定点とみなすものとする。この取扱いは、監督員、担当課長等及び検査員で統一するものとする。

(評定の結果の通知)

- 第9 評定結果の通知は、和歌山県県土整備部工事等成績評定通知実施要領（平成15年4月1日施行）により行うものとする。

(評定の修正)

- 第10 発注機関の長は、第9の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

別表1 単純調査業務

項目	具体例
共通	単純なデータ収集整理業務
	単純なデータ処理業務
	書類編集的な業務
	文献収集業務
河川、砂防及び海岸	水理・水文観測業務
	データ加工業務（降雨解析等）
	不等流計算等の計算業務（システム開発を除く）
	補償数量の算出
	工事記録等資料の分類・整理
	工事図面集、写真集等の作成
道路	一般的な現地踏査
	一般的な交通量観測業務
	台帳整理等を目的とした資料収集業務
トンネル	クラック等変状の計測調査
施工計画及び施工設備	施工関連資料の収集整理
情報	定期的なデータメンテナンス
	資料収集的な業務
	単純なデータ作成のみの業務
防災	資料収集的な業務
環境	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等調査・分析方法がJIS等で規定されている測定業務
その他	上記具体例に準ずる業務

## 8－(3) 和歌山県県土整備部工事成績評定要領

[沿革]平成15年 4月 1日(制定)  
 平成17年 7月 1日(一部改正)  
 平成19年 4月 1日(一部改正)  
 平成21年 4月 1日(一部改正)  
 平成22年 4月 1日(一部改正)  
 平成22年 7月 1日(一部改正)  
 平成23年 4月 1日(一部改正)  
 平成24年11月 1日(一部改正)  
 平成25年 4月 1日(一部改正)  
 平成25年 8月 1日(一部改正)  
 平成26年 4月 1日(一部改正)  
 平成27年 6月 1日(一部改正)  
 平成28年10月 1日(一部改正)  
 平成29年 4月 1日(一部改正)  
 平成30年 4月 1日(一部改正)  
 令和元年 6月 1日(一部改正)  
 令和 2年 1月 1日(一部改正)  
 令和 2年 8月 1日(一部改正)  
 令和 3年 1月 1日(一部改正)  
 令和 3年 9月 1日(一部改正)  
 令和 5年 1月 1日(一部改正)

## (目的)

第1 この要領は、和歌山県県土整備部及び農林水産部の所掌する請負工事の成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、厳正かつ適確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な評価及び指導育成並びに品質の向上を図ることを目的とする。

## (評定の対象)

第2 評定は、県土整備部及び農林水産部が発注する全ての請負工事(建築工事及び建築物に附帯する電気・機械設備工事を除く。)について行うものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は評定の対象外とする。

- (1)災害復旧に伴い緊急に行う工事で競争入札により請負契約を締結していない工事
- (2)単価契約による工事

## (評定者)

第3 工事成績の評定者(以下「評定者」という。)は、和歌山県工事検査規程(平成14年和歌山県訓令第21号)第4条及び建設工事請負契約書第31条に定める検査員並びに同契約書第9条に定める監督員及び担当班長(ただし振興局建設部及び地域振興部にあっては、担当課長等)(以下「担当課長等」という。)とするものとする。

(評定の方法)

- 第4 評定は、工事請負契約ごとに独立して行うものとする。
- 2 評定は、評定者ごとに独立して適確かつ公正に行うものとする。
- 3 監督員及び担当課長等は、建設工事請負契約書第31条に定める工事の完成後及び同契約書第38条に定める指定部分に係る工事の完成(以下「一部完成」という。)後に、監督により確認した事項に基づき評定を行うものとする。
- 4 検査員は、和歌山県工事検査規程第3条に定める完成検査、中間検査及び一部完成検査の完了後に、検査により確認した事項に基づき評定を行うものとする。
- 5 評定にあたっては、別紙7『出来形及び品質のばらつきのかえ方』及び別紙8①～④の『「施工プロセス」のチェックリスト』を考慮するものとする。

(評定様式)

- 第5 評定は、別紙1「工事成績評定表」によって行うものとする。
- 2 評定表の採点は、別紙2「工事成績採点表」、別紙3「細目別評定点採点表」及び別表1で示される「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表」(以下「審査項目別運用表」という。)によって採点するものとする。
- 3 契約金額が1,500万円未満の工事については、別紙2「工事成績採点表」、別紙3「細目別評定点採点表」及び別表2で示される審査項目別運用表によって採点するものとする。

(評定の結果の提出)

- 第6 検査員は、評定を行ったときは、評定の結果を第5に定める評定様式により遅滞なく発注機関の長に提出するものとする。

(評定の結果の通知)

- 第7 評定の結果の通知は、和歌山県県土整備部工事等成績評定通知実施要領(平成15年4月1日施行)により行うものとする。

(評定の修正)

- 第8 発注機関の長は、第7による評定の結果を通知したのち、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

別表1(契約金額が1,500万円以上の場合)

考査項目	細別	工種	監督員	担当課長等	検査員	
1 施工体制	I 施工体制一般	(共通)	別紙 4①	-	-	
	II 配置技術者	(共通)	別紙 4①	-	-	
2 施工状況	I 施工管理	(共通)	別紙 4②	-	別紙 6①	
	II 工程管理	(共通)	別紙 4②	別紙 5①	-	
	III 安全対策	(共通)	別紙 4③	別紙 5①	-	
	IV 対外関係	(共通)	別紙 4③	-	-	
3. 出来形 及び 出来ばえ	I 出来形	(一般土木工事共通)	別紙 4④(1)	-	別紙 6②(1)	
		機械設備工事	別紙 4④(2)		別紙 6②(2)	
		電気設備工事、通信設備工事・受変電設備工事	別紙 4④(3)		別紙 6②(3)	
	II 品質	コンクリート構造物工事	別紙 4⑤(1)	-	別紙 6③	
		土工事			別紙 6③	
		護岸・根固・水制工事			別紙 6④	
		鋼橋工事			別紙 6⑤	
		砂防構造物工事及び地すべり防止工事			別紙 6⑥	
		舗装工事			別紙 6⑦	
		法面工事			別紙 6⑧	
		基礎工事及び地盤改良工事			別紙 6⑨	
		海岸工事			別紙 6⑨	
		コンクリート橋上部工事			別紙 6⑩	
		塗装工事			別紙 6⑩	
		トンネル工事			別紙 6⑪	
		植栽工事			別紙 6⑫	
		防護柵・標識・区画線等設置工事			別紙 6⑫	
		電線共同溝工事			別紙 6⑬	
		維持工事			別紙 6⑭	
		修繕工事			別紙 6⑭	
		下水道工事			別紙 6⑮	
		港湾・漁港・海岸築造工事			別紙 6⑯	
		道路工事			別紙 6⑰	
		二次製品構造物工事			別紙 6⑱	
		フィルダム・ため池工事			別紙 6⑲	
		管工事			別紙 6⑳	
		補強土壁工事			別紙 6㉑	
		ほ場整備工事			別紙 6㉒	
		農用地造成工事			別紙 6㉓	
		山腹工事			別紙 6㉔	
		落石防止工事			別紙 6㉕	
		木製構造物工事			別紙 6㉖	
		魚礁工事			別紙 6㉗	
		増殖場造成工事			別紙 6㉘	
		機械設備工事			別紙 4⑤(2)	別紙 6㉙(1)
		電気設備工事			別紙 4⑤(3)	別紙 6㉙(2)
		通信設備工事・受変電設備工事				別紙 6㉙(3)
		上記以外の工事又は合併工事			別紙 4⑤(1)	別紙 6㉙(4)



別表1(続き)

考査項目	細別	工種	監督員	担当課長等	検査員	
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	コンクリート構造物・砂防構造物工事・海岸工事・トンネル 工事	-	-	別紙 6⑩(1)	
		土工事(盛土・築堤工事等)				
		切土工事				
		護岸・根固・水制工事				
		鋼橋工事				
		地すべり防止工事				
		舗装工事				
		法面工事				
		基礎工工事				
		コンクリート橋上部工事				別紙 6⑩(2)
		塗装工事(工場塗装を除く)				
		植栽工事				
		防護柵(網)工事				
		標識工事				
		区画線工事				
		維持修繕工事				
		電線共同溝工事			別紙 6⑩ (3)	
		下水道工事				
		港湾・漁港・海岸築造工事			別紙 6⑩ (4)	
		道路工事				
		二次製品構造物工事			別紙 6⑩ (5)	
		フィルダム・ため池工事				
		管工事				
		補強土壁工事				
		ほ場整備工事				
		農用地造成工事				
		山腹工事(柵工・筋工・伏工等)				
		落石防止工事				
木製構造物工事						
木製構造物工事						
魚礁工事(現場打ちコンクリート魚礁)	別紙 6⑩ (6)					
魚礁工事(鋼製魚礁)						
増殖場造成工事(転石礁)						
機械設備工事						
電気設備工事						
通信設備工事・受変電設備工事						
上記以外の工事又は合併工事						
4.工事特性		I 施工状への対応	(共通)	-	別紙 5②	-
5.創意工夫		I 創意工夫	(共通)	別紙 4⑥	-	-
		II 県産品、県認定リ サイクル製品	(共通)	別紙 4⑦	-	-
6.社会性等	I 地域への貢献等	(共通)	-	別紙 5③	-	
7.法令遵守等		(共通)	-	別紙 5④	-	

別表2(契約金額が1,500万円未満の場合)

考査項目	細別	工種	監督員	担当課長等	検査員
1. 施工体制	I 施工体制一般	(共通)	別紙 9①②	-	-
	II 配置技術者	(共通)	別紙 9①②	-	-
2. 施工状況	I 施工管理	(共通)	別紙 9①②	-	別紙 10①②
	II 工程管理	(共通)	別紙 9①②	別紙 10①②	-
	III 安全対策	(共通)	別紙 9①②	別紙 10①②	-
	IV 対外関係	(共通)	別紙 9①②	-	-
3. 出来形及び出来ばえ	I 出来形	(共通)	別紙 9①②	-	別紙 10①②
	II 品質	(共通)	別紙 9①②	-	別紙 10①②
	III 出来ばえ	(共通)	-	-	別紙 10①②
4. 工事特性	I 施工状況への対応	(共通)	-	別紙 5②	-
5. 創意工夫	I 創意工夫	(共通)	別紙 4⑥	-	-
	II 県産品、県認定リサイクル製品	(共通)	別紙 4⑦	-	-
6. 社会性等	I 地域への貢献等	(共通)	-	別紙 10①②	-
7. 法令遵守等		(共通)	-	別紙 5④	-

## 8－(4) 和歌山県県土整備部工事（建築・設備工事等） 成績評定要領

[沿革]	平成15年	7月30日	(制定)
	平成17年	7月1日	(一部改正)
	平成21年	4月1日	(一部改正)
	平成22年	4月1日	(一部改正)
	平成22年	7月1日	(一部改正)
	平成23年	4月1日	(一部改正)
	平成24年	11月1日	(一部改正)
	平成25年	4月1日	(一部改正)
	平成26年	4月1日	(一部改正)
	平成29年	4月1日	(一部改正)
	平成30年	4月1日	(一部改正)
	令和2年	1月1日	(一部改正)
	令和3年	1月1日	(一部改正)
	令和3年	10月1日	(一部改正)
	令和5年	2月1日	(一部改正)

### (目的)

第1 この要領は、和歌山県県土整備部及び農林水産部の所掌する請負工事（建築・設備工事等）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ適確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な評価及び指導育成並びに品質の向上を図ることを目的とする。

### (評定の対象)

第2 評定は、県土整備部及び農林水産部が発注する建築工事、電気設備工事、機械設備工事、その他関連する請負工事について行うものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は評定の対象外とする。

- (1) 災害復旧に伴い緊急に行う工事で競争入札により請負契約を締結していない工事
- (2) 単価契約による工事

### (評定者)

第3 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、和歌山県工事検査規程（平成14年和歌山県訓令第21号）第4条及び建設工事請負契約書第31条に定める検査員並びに同契約書第9条に定める監督員及び担当班長（ただし振興局建設部及び地域振興部にあっては、担当課長等）（以下「担当課長等」という。）とするものとする。

### (評定の方法)

- 第4 評定は、工事請負契約ごとに独立して行うものとする。
- 2 評定は、評定者ごとに独立して適確かつ公正に行うものとする。
- 3 監督員及び担当課長等は、建設工事請負契約書第31条に定める工事の完成後及び同契約書第38条に定める指定部分に係る工事の完成（以下「一部完成」という。）後に、監督により確認した事項に基づき評定を行うものとする。
- 4 検査員は、和歌山県工事検査規程第3条に定める完成検査、中間検査及び一部完成検査の完了後に、検査により確認した事項に基づき評定を行うものとする。

### (評定様式)

- 第5 評定は、別紙1「工事成績評定表」によって行うものとする。
- 2 評定表の採点は、別紙2「工事成績採点表」、別紙3「細目別評定点採点表」及び別表1で示される「工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（建築・設備工事等）」（以下「考査項目別運用表（建築・設備工事等）」という。）によって採点するものとする。
- 3 契約金額が1,500万円未満の工事については、別紙2「工事成績採点表」、別紙3「細目別評定点採点表」及び別表2で示される考査項目運用表によって採点するものとする。

### (評定の結果の提出)

第6 検査員は、評定を行ったときは、評定の結果を第5に定める評定様式により遅滞なく発注機関の長に提出するものとする。

### (評定の結果の通知)

第7 評定の結果の通知は、和歌山県県土整備部工事等成績評定通知実施要領（平成15年4月

1日施行)により行うものとする。

(評定の修正)

第8 発注機関の長は、第7による評定の結果を通知したのち、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

別表 1

評定者	審査項目	細 別	工 種	様式番号	備 考	
監督員	1. 施工体制	I. 施工体制一般		別紙 4 ①		
		II. 配置技術者				
	2. 施工状況	I. 施工管理			別紙 4 ②	
		II. 工程管理			別紙 4 ②	
		III. 安全対策			別紙 4 ③	
		IV. 対外関係			別紙 4 ③	
	3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形			別紙 4 ④	
		II. 品質	建築工事		別紙 4 ⑤—建築	
			電気設備工事		別紙 4 ⑤—電気	
			機械設備工事		別紙 4 ⑤—機械	
解体工事			別紙 4 ⑤—解体			
5. 創意工夫	I. 創意工夫			別紙 4 ⑥—1 別紙 4 ⑥—2		
	II. 県産品、県認定 リサイクル製品			別紙 4 ⑦		
担当課長等	2. 施工状況	I. 工程管理		別紙 5 ①		
		II. 安全管理		別紙 5 ①		
	4. 工事特性	I. 施工条件等への対応			別紙 5 ②—1 別紙 5 ②—2	
	6. 社会性等	I. 地域への貢献等			別紙 5 ③	
7. 法令遵守等				別紙 5 ④		
検査員	2. 施工状況	I. 施工管理		別紙 6 ①		
	3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形			別紙 6 ②	
		II. 品質	建築工事		別紙 6 ③—建築	
			電気設備工事		別紙 6 ③—電気	
			機械設備工事		別紙 6 ③—機械	
			解体工事		別紙 6 ③—解体	
		III. 出来ばえ	建築工事		別紙 6 ④—建築	
			電気設備工事		別紙 6 ④—電気	
機械設備工事				別紙 6 ④—機械		
解体工事				別紙 6 ④—解体		

別表 2 (契約金額が1,500万円未満の場合)

評定者	審査項目	細 別	工 種	様式番号	備 考	
監督員	1. 施工体制	I. 施工体制一般		別紙 8		
		II. 配置技術者				
	2. 施工状況	I. 施工管理			別紙 8	審査項目細別は、別紙 4 ②を評価の目安として、総合的に判断する。
		II. 工程管理			別紙 8	
		III. 安全対策			別紙 8	
		IV. 対外関係			別紙 8	
	3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形			別紙 8	審査項目細別は、別紙 4 ④を評価の目安として、総合的に判断する。
II. 品質				別紙 8	審査項目細別は、別紙 4 ⑤を評価の目安として、総合的に判断する。	
5. 創意工夫	I. 創意工夫			別紙 4 ⑥—1 別紙 4 ⑥—2		
	II. 県産品、県認定 リサイクル製品			別紙 4 ⑦		
担当課長等	2. 施工状況	I. 工程管理		別紙 9	審査項目細別は、別紙 5 ①を評価の目安として、総合的に判断する。	
		II. 安全管理		別紙 9		
	4. 工事特性	I. 施工条件等への対応			別紙 5 ②—1 別紙 5 ②—2	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等			別紙 9		
7. 法令遵守等				別紙 5 ④		
検査員	2. 施工状況	I. 施工管理		別紙 10		
	3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形			別紙 10	審査項目細別は、別紙 6 ②を評価の目安として、総合的に判断する。
II. 品質				別紙 10	審査項目細別は、別紙 6 ③を評価の目安として、総合的に判断する。	
III. 出来ばえ				別紙 10	審査項目細別は、別紙 6 ④を評価の目安として、総合的に判断する。	

## 9-(1) 和歌山県優良工事表彰規程

### (目的)

第1条 この規程は、和歌山県が発注した建設工事のうち特に優秀な工事を行った者を表彰することにより、県内建設業者の技術力の向上及び健全な育成・発展に資することを目的とする。

### (表彰)

第2条 表彰の対象となる者は、和歌山県内に主たる営業所を有する建設業者及びその従事者並びに和歌山県内に主たる営業所を有する建設業者のみで構成される共同企業体及びその従事者とする。

第3条 表彰は、知事が表彰状及び記念品を授与して行う。

### (追彰)

第4条 第2条に該当する者が死亡したときは、追彰することができる。

### (表彰の時期)

第5条 表彰は、毎年11月18日の土木の日に行う。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

### (その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規程は、平成16年10月12日から施行する。

## 9-(2) 和歌山県優良工事表彰規程取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、和歌山県優良工事表彰規程(以下「規程」という。)第6条の規定に基づき、規程の施行に必要な事項を定める。

(表彰対象)

第2条 和歌山県優良工事表彰の対象となる工事(以下「対象工事」という。)は、和歌山県が競争入札により請負契約を締結した建設工事のうち、和歌山県県土整備部工事成績評定要領又は和歌山県県土整備部工事(建築・設備工事等)成績評定要領(以下「評定要領」という。)により評定を行った最終請負金額が15,000千円以上の工事とする。

2 対象工事は、表彰を行う年度の前年度(以下「対象年度」という。)に完成した工事とする。

3 優良工事として表彰する数は、原則として定めのないものとする。

4 表彰対象者は、特に優秀な工事(以下「優良工事」という。)を施工した受注者及び監督した主任技術者又は監理技術者とする。

(選考基準)

第3条 優良工事の選考は、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案して行うものとする。

(1) 評定要領に定める工事成績評定表の評定点(以下「評定点」という。)が75点以上の工事で、その内容が特に優れ、他の模範となるものであること。

(2) 次のいずれかに該当する者が施工した工事でないこと。

ア 対象年度において、評定点が65点未満となる工事を施工したことがある者

イ 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱に基づき、対象年度以降において入札参加資格停止を受けたことがある者、又は対象年度以前に受けた入札参加資格停止であって、その措置期間が対象年度以降に継続した入札参加資格停止を受けたことがある者

(3) その他表彰にふさわしくない事例がないこと。

(審査会)

第4条 知事は、対象工事を審査選考するため、優良工事表彰審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 会長は、県土整備部長をもって充てる。

3 副会長及び委員は、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

4 会長は、必要に応じ委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 審査会の事務を補佐するために、事務局を置く。

2 事務局は、県土整備部県土整備政策局技術調査課に置く。

(選考手順)

第6条 表彰工事選定の手順は、次のとおりとする。

(1) 会長は、各発注機関の長に対し優良工事の推薦を依頼する。

(2) 各発注機関の長は、第3条に規定する選考基準に基づき、推薦する工事(以下「推薦工事」という。)を選定する。

(3) 各発注機関の長は、選定した推薦工事について、優良工事推薦調書(別記様式)を作成して会長あてに提出する。

(4) 会長は、前号に規定する推薦を受け、事務局にその推薦工事の事前審査及び現地調査を行わせる。

(5) 事務局は、前号の規定に基づき事前審査及び現地調査を実施する。なお、必要に応じ関係機関の協力を得るものとする。

(6) 事務局は、現地調査結果を審査会に報告する。

(7) 審査会は、優良工事推薦調書及び事務局の現地調査結果をもとに審査及び選考を行う。

(8) 審査会の会長は、選考結果を受け知事に優良工事の推薦を行う。

(9) 優良工事の決定は、前号の推薦に基づき、知事が行う。

### 附 則

この要領は、平成16年10月12日から施行する。

この要領は、平成17年 8月25日から施行する。

この要領は、平成18年 4月18日から施行する。

この要領は、平成19年 8月 8日から施行する。

この要領は、平成20年 9月19日から施行する。

この要領は、平成21年 8月31日から施行する。



この要領は、平成22年 6月16日から施行する。  
この要領は、平成24年 4月 1日から施行する。  
この要領は、令和 2年 4月 8日から施行する。  
この要領は、令和 5年 3月17日から施行する。

## 別 表

## 和歌山県優良工事表彰審査会委員

会 長	県土整備部長
副 会 長	農林水産部長 県土整備部技監
委 員	県土整備政策局長 道路局長 河川・下水道局長 都市住宅局長 港湾空港局長 農林水産政策局長 森林・林業局長 水産局長
事 務 局	技術調査課

## 10 和歌山県けんさんぴん登録制度実施要綱

[沿革] 平成19年7月17日（制定）

### （目的）

第1条 この要綱は、けんさんぴんの登録に関する必要な事項を定めることにより、県が発注する公共事業におけるけんさんぴんの活用の拡大を図ることにより、県内景気の浮揚と雇用の確保に寄与するとともに、公共事業の品質の確保、コスト縮減及び和歌山県土の保全と復元を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱において、けんさんぴんとは、県産品建設資材、県産新工法、県土保全環境技術及び県産認定リサイクル製品をいう。

2 この要綱において、県産品建設資材とは、次の各号のいずれかの建設資材、製品等をいう。

（1）県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品

（2）県内の工場で大部分の工程が施されている建設資材又は製品

（3）紀州材認証システムにより認定された「紀州材」

（4）県内で生産された素材が大部分を占める建設資材又は製品

3 この要綱において、県産新工法とは、公共事業の実施に当たって品質の向上及びコスト縮減等、公共事業の改善に資する従来工法に替わる工法で、県内の建設業者等が中心となって開発したものをいう。

4 この要綱において、県土保全環境技術とは、和歌山県土の保全と復元を図り、自然環境共生の促進に資する技術及び工法で、次の各号のいずれかの条件を満たすものをいう。

（1）県内の建設業者等が中心となって開発した技術及び工法

（2）県産品建設資材を主材料とする技術及び工法

（3）紀州材を有効利用できる技術及び工法

5 この要綱において、県産認定リサイクル製品とは、和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例（平成17年和歌山県条例第131号）による認定を受けたものをいう。

6 この要綱において、けんさんぴん登録予定資材とは、総合評価制度による和歌山県の発注工事で、仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材又は県認定リサイクル製品の1品目全数使用を提案し、最高評価入札者になった者から提案されたけんさんぴん登録されていない建設資材（以下「提案資材」という。）のうち要綱第2条第2項第1号の審査項目に適合するものをいう。

### （登録）

第3条 けんさんぴんの登録を受けようとする者は、登録の申請を知事に行わなければならない。

2 知事は登録の申請内容を審査するため、県産品活用部会を設置する。

3 知事は、登録の申請又は第5項第2号に規定する定義に関する変更申請があった場合には、県産品活用部会において審査を行った上、申請者に審査結果を通知するとともに、審査項目に適合するものについては、けんさんぴん登録台帳に登録するものと

する。

- 4 知事はけんさんぴん登録をしたときは、申請者に通知するとともに、その旨をホームページにて公表するものとする。
- 5 けんさんぴん登録を受けた者（以下「登録事業者」という。）は、次の各号に掲げる登録内容に変更が生じたときは、速やかに別に定める登録内容の変更申請を行わなければならない。
  - (1) 問い合わせ先
  - (2) 定義（県産品建設資材・県産新工法・県土保全環境技術・県認定リサイクル製品）
  - (3) 他機関での評価の有無
  - (4) 製造工場
  - (5) 原材料産地
- 6 知事は、登録内容の変更をしたときは、申請者に通知するものとする。

#### （けんさんぴん登録予定資材の登録）

- 第4条 知事は提案資材について、入札時に提出された証明資料等をもとに県産品活用部会において審査を行った上、製造事業者に審査結果を通知するとともに、審査項目に適合するものについては、けんさんぴん登録予定資材台帳に登録するものとする。
- 2 知事はけんさんぴん登録予定資材台帳に登録をしたときは、製造事業者に通知するとともに、その旨をホームページにて公表するものとする。
  - 3 第1項により、けんさんぴん登録予定資材台帳に登録された製造事業者は、当該工事契約締結後、速やかにけんさんぴん登録の申請を知事に行わなければならない。
  - 4 知事は、けんさんぴん登録の申請をされたけんさんぴん登録予定資材について、再度県産品活用部会において審査を行った上、申請者に審査結果を通知するとともに、審査項目に適合するものについては、けんさんぴん登録台帳に登録するものとし、けんさんぴん登録予定資材台帳から削除するものとする。

#### （登録の更新）

- 第5条 登録の有効期間は、登録日より3年間とする。
- 2 登録の更新を受けようとする者は、登録満了日の30日前までに知事に更新の申請を行わなければならない。
  - 3 知事は、更新の申請があった場合、次の各号により登録の更新をするものとする。
    - (1) 登録の有効期間中に使用実績があったものについては、けんさんぴん登録台帳を更新する。
    - (2) 登録の有効期間中に使用実績が無かったものについては、要支援けんさんぴんとしてけんさんぴん登録台帳を更新する。
  - 4 知事は、登録の更新をしたときは、申請者に通知するものとする。
  - 5 前項の規定による登録の有効期間は、更新日より3年間とする。

#### （登録の取消し）

- 第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。
- (1) けんさんぴんに該当しなくなったとき。
  - (2) 登録更新の申請をしなかったとき。
  - (3) 登録事業者から登録の取消しの申出があったとき。
  - (4) その他けんさんぴん登録として適当でないことを知事が認めたとき。
- 2 知事は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨を登録事業者に通知するものとする。

#### （県の責務）

- 第7条 県は、公共事業においてけんさんぴんの利用を促進するために、県のホームページ等を利用して情報提供を行うとともに、要支援けんさんぴんについては、利用実

績が無かった原因について調査し、活用の促進を検討する。

(所掌)

第8条 この要綱に関する事務は、県土整備部県土整備政策局技術調査課において所掌する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、和歌山県けんさんぴん登録制度の運用に際し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

## 1 1 県内開発建設技術登録制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、県内に主たる事務所を置く企業、組合等（以下、「県内企業等」という。）が開発した建設工事に係る製品・工法（以下、「県内開発建設技術」という。）の普及、活用を支援し、県内企業等の技術力向上及び競争力強化を図るため、県内開発建設技術の登録に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、「県内開発建設技術」とは、県内企業等が開発した建設技術で、次の各号のいずれかに該当し、かつ実用化されているものをいう。

- (1) 国土交通省のNETIS（新技術情報提供システム）に登録された製品・工法（過去に、NETISに登録されたものを含む。）
- (2) 特許権・実用新案権取得済みの製品・工法
- (3) 法令等により定められた技術基準を満たすものとして（一財）土木研究センター等の技術審査証明実施機関により証明された製品・工法
- (4) 和歌山県の先駆的産業技術研究開発支援事業を活用して開発された製品・工法

### (登録)

第3条 県内開発建設技術の登録を受けようとする者は、別に定めるところにより、知事に申請を行わなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により申請された県内開発建設技術について審査を行い、別に定める審査項目に適合したものを登録するものとする。
- 3 知事は、前項の規定により登録した県内開発建設技術について、県内開発建設技術登録台帳に登録し、その旨を申請者に通知するとともに、県のホームページにおいて公表するものとする。
- 4 申請者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに変更申請を行わなければならない。

### (登録の更新)

第4条 登録の有効期限は、登録日より3年間とする。

- 2 登録の更新を受けようとする者は、登録満了日の30日前までに知事に更新の申請を行わなければならない。
- 3 知事は登録の更新をしたときは、申請者に通知するものとする。

### (登録の取消し)

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 県内開発建設技術に該当しなくなったとき。
- (2) 登録の更新の申請をしなかったとき。
- (3) 申請者から生産の中止等の理由により登録の取消しの申し出があったとき。
- (4) 申請者又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ）に、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に

規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が含まれる場合

- (5) 申請者又はその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団員を利用した場合
- (6) 申請者又はその役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不正に与えた場合
- (7) 申請者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際をするなど社会的に非難される関係を有している場合
- (8) 申請者又はその役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約、再委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が（4）から（7）までのいずれかの規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結した場合
- (9) その他知事が適当でないと思えたとき。

2 知事は、前項の規定により登録を取消したときは、その旨を申請者に通知するとともに、県のホームページにおいて公表するものとする。

3 知事は、第1項の規定により登録を取消したときは、同一申請者、又は実態が同一と認められる申請者の他の登録を併せて取消することができる。又、同一申請者若しくは実態が同一と認められる申請者からの新たな登録の申請については、1年間受理しないものとする。

#### （その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、県内開発建設技術登録制度に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

## 12-1(1) 諸経費（共通仮設費・現場管理費・一般管理費）の調整について

技 第1099号  
平成20年12月12日

県土整備部各課室長 様  
各発注機関の長 様

技術調査課長  
(公印省略)

### 諸経費（共通仮設費・現場管理費・一般管理費等）の調整について（通知）

平成14年2月22日付け技第286号にて通知している「積算上の留意点について」のうち、3. のこのことについて、下記のとおり改めたので通知します。

なお、今後の発注にあたっては平成19年3月9日付け技第1295号で通知している「建設工事（土木）の適正な発注ロットのあり方について」を遵守し、発注に努めるようお願いします。

なお、本通知は、平成20年12月18日以降に入札公告する工事から適用する。

### 記

- 1 原則として、発注にあたっては、工事単体の諸経費とし、他の工事との諸経費の調整は行わない。（発注する設計書毎にその設計書の直接工事費に対応する諸経費を使用すること。）



## 12-2) 公共工事等の発注について

技 第 1205 号  
平成21年1月16日事業主管課長 様  
各振興局建設部長 様  
和歌山下津港湾事務所長 様  
南紀白浜空港管理事務所長 様技術調査課長  
(公印省略)

## 公共工事等の発注について (依頼)

県内事業者の健全な育成・発展を図るため、県内事業者で施工・履行が可能と見込まれる公共工事等については、県内事業者へ発注することを原則として発注業務を行って下さい。また、下記の事項についても十分配慮するとともに、所属職員への周知徹底をお願いします。

## 記

## 【適正な積算】

- ・設計書の作成に当たっては、現場条件を反映した適正な積算に努めること。
- ・発注者と受注者が対等な関係に立ち、現場での問題発生に対し迅速に対応するとともに、施工後の現場条件等の変更に伴う工事量の増加や積算漏れに対しては、必要な契約変更を行うこと。

## 【条件明示】

- ・契約後は、すみやかに受注者と施工条件等について十分協議を行った上、文書での確認を取り、発注者・受注者の責任の明確化を図ること。

## 【入札参加条件】

- ・入札参加条件設定に当たっては、可能な限り多くの事業者が参加できるよう配慮すること。
- ・土木関係建設コンサルタント業務における一般的な構造物の設計業務（区分B）については、県内事業者育成の観点から、原則主要部門の技術者条件のみ設定すること。

## 12-(3) 県内調達推進の徹底について

技 号 外  
平成21年2月17日

県土整備部各課（室）長  
各振興局建設部長  
南紀白浜空港管理事務所長  
和歌山下津港湾事務所長

} 様

技術調査課長  
(公印省略)

## 県内調達推進の徹底について（通知）

県内調達の努力義務及び建設工事における下請等の選定につきましては、「県産品建設資材（県認定リサイクル製品含む）計上の際の条件明示及び県内調達の努力義務について」（平成17年6月30日付技第459号）により実施しているところですが、県内調達のより一層の推進を図るため、県内業者・県産品建設資材及び県内調達資材以外を採用される場合においては、着手又は使用前に調達調書提出の徹底並びにその理由を確認し、県内業者・県産品建設資材及び県内調達資材の優先使用に努められるよう積極的な推進をお願いします。

## 県内調達に関する特記仕様書

1. 請負者は、下請負金額及び下請回数にかかわらず、下請契約を締結する場合には、当該契約先として県内に本社、本店を有する建設業者とするよう努めなければならない。
2. 請負者は、工事資材調達に際し、県産品建設資材及び県内調達資材の優先使用に努めなければならない。  
なお、県産品建設資材とは以下いずれかに該当するものをいう。

- (1) 県内に主たる事務所を置き、製造業を営む企業、組合等で製造された建設資材又は製品。
- (2) 県内の工場で大部分の工程が施されている建設資材又は製品。
- (3) 紀州材認証システムにより認定された「紀州材」。
- (4) 県内で生産された素材が大部分を占める建設資材又は製品。

県内調達資材とは以下に該当するものをいう。

県産品建設資材で調達できない、もしくは仕様書中の「単価表」「使用資材一覧表」等（以下「単価表等」）に『県産品建設資材』又は『県産品の「和歌山県認定リサイクル製品」』と記載の無いものであって、県内に本社、本店のある代理店等から調達したもの。

3. 請負者は、以下に該当する場合は理由を明記した調達調書を提出しなければならない。

- (1) 県内に本社、本店を有しない建設業者と下請契約を締結。  
(2次下請以降も全て)
- (2) 設計図書に明記された工事材料に県産品建設資材及び県内調達資材以外を使用。（設計図書に明記されていない資材については除く）

4. 本工事に用いる資材について、仕様書中の「単価表」「使用資材一覧表」等（以下「単価表等」）に『県産品建設資材』又は『県産品の「和歌山県認定リサイクル製品」』と記載のあるものについては、同製品の中から選定し使用するものとする。ただし、該当する認定製品が1社のみとなる場合及び入手困難等、請負者の責によらない真にやむを得ない場合は監督員と協議の上、他の同等の製品に設計変更する事が出来る。

また、「単価表等」に記載のない資材についても、「県産品建設資材」及び県産品の「和歌山県認定リサイクル製品」の使用に努めること。（なお、この場合は工事成績評価の際に加点評価されます。）



## 12-4 建設工事にかかる下請契約の適正化等について

請負者が遵守すべき内容のうち、下請契約に関する主な事項を抽出したので、十分注意すること。

### 1 建設業法について

- ① 下請負者は、建設業法第3条による建設業の許可を有すること。(ただし、政令で定める「軽微な建設工事」を除く。「軽微な建設工事」とは、建築一式工事では1500万円未満の工事又は150m<sup>2</sup>未満の木造住宅工事、建築一式工事以外では500万円未満の工事をいう。)
- ② 請負者は、下請契約の合計金額が4000万円以上(建築一式工事では6000万円以上)となるときは、建設業法第24条の7による「施工体制台帳」を作成して発注者へ提出すること。  
(但し、公共工事はその金額にかかわらず施工体制台帳の作成義務はあります)
- ③ 請負者は、②に記載する金額以上の下請契約を締結するためには、建設業法第15条による特定建設業許可を有するとともに、現場に監理技術者を配置すること。

【上記の規定に違反し、監督官庁から処分を受けたとき】

※和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱(以下「要綱」という。)の別表第2・5・(2)又は(3)の「建設業法違反」に該当する。

入札参加資格停止(停止期間は上記別表2参照)

### 2 仕様書について

#### 1. 和歌山県土木工事共通仕様書

- ① 請負者は、和歌山県土木工事共通仕様書第1編第1章第5による施工計画書(現場組織表含む：下請業者の許可番号・金額・技術者・工期を記載)を遵守し工事の施工に当たらなければならない。内容に変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更計画書を提出すること。
- ② 請負者は、和歌山県土木工事共通仕様書第1編第1章第28による使用人(下請負者又はその代理人等)の雇用条件、賃金の支払い状況等を十分に把握し、適正な労働条件を確保すること。

#### 2. 工事特記事項

- ① 請負者は、工事特記事項(共通編)第1による施工分担関係を明確にした現場組織表を作成し、下請負契約書の写しを添付して提出すること。

【「1. 和歌山県土木工事共通仕様書」及び「2. 工事特記事項」が履行されず、工事の施工管理が不良で、再三指摘しても改善しないとき】

※要綱の別表第1・2・(4)・イの「監督員又は検査員の指示に従わないとき」に該当する。

1か月の入札参加資格停止

### 3 低入札価格調査について

- ① 低入札価格調査の対象者は、低入札価格調査実施要領【建設工事】14・(3)による調査様式(下請予定内容報告書等)を提出すること。また、工事完成後速やかに低入札価格調査実施要領【建設工事】20・(2)による下請代金支払状況等調査表を提出して事情聴取を受けること。

【低入札価格調査報告書への虚偽記載や、下請負者への不適正な履行等を確認したとき】

※要綱の別表第2・7・(9)、(10)の「不誠実な行為をしたとき」に該当する。

3か月の入札参加資格停止

## 12-5 フレックス工期による契約方式に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、和歌山県が発注する建設工事の一部において、フレックス工期による契約方式（任意着手方式（受注者が一定の期間内で着工日（工期の始期日をいう。以下同じ。）を選択できる方式をいう。以下同じ。）又は発注者指定方式（発注者が着工日を指定する方式をいう。以下同じ。）のいずれかを選択できるものとし、その内容が書面に明記された契約方式をいう。以下同じ。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 フレックス工期による契約方式を適用可能とする建設工事（以下、「対象工事」という。）は、一般競争入札方式で調達する工事のうち、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 一定の期間内で受注者が着工日を選択可能とすること又は発注者が着工日を指定することが有益と認められること。
- (2) 工事用地及び工事の施工上必要な用地が確保されていること。
- (3) 契約締結日を着工日とした場合の完成期限日（工期の終期日をいう。以下同じ。）と着工期限日（受注者の着工の期限となる日をいう。以下同じ。）を着工日とした場合の完成期限日が同一年度になること。ただし、繰越可能な場合を除く。
- (4) 緊急性がないこと。

(方式の選定及び着工日等の設定)

第3条 発注者は、任意着手方式又は発注者指定方式から適用する方式を選定する。

2 任意着手方式を選定した場合の取扱は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 発注者は、着工期限日をあらかじめ定め、入札公告等によりこれを明示しなければならない。
- (2) 着工期限日は、当該入札の落札予定日（入札公告時における落札予定日をいい、低入札価格調査等で落札予定日を変更する場合を含まない。）から90日以内の日としなければならない。
- (3) 対象工事の入札において、最低価格入札者等（予定価格の制限の範囲内の価格で最低価格をもって入札した者又は総合評価落札方式の場合は評価値の最も高い入札者をいう。以下同じ。）となった者で、フレックス工期を選択する者は、「建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・電子入札方式）実施要領」（平成19年6月1日施行）第15条に規定する技術資料（総合評価落札方式の場合は、同要領第24条による読替えの第15条に規定する書面による技術提案）等の提出時に、着工日を記載した着工日通知書（別記様式）を添付し、発注者に通知しなければならない。

なお、落札決定後に当該通知書により通知された着工日を、契約書の着工日として記載するものとする。ただし、当該通知書により通知された着工日が契約日以前の日である場合は、契約日を契約書の着工日として記載するものとする。

- (4) 前号において、最低価格入札者等は、落札予定日から着工期限日までの期間で任意の日を着工日として発注者に通知することができる。
- (5) 着工期限日から完成期限日までの期間は、発注者が定める工事期間（標準工期又は積上げ工期の日数をいう。）を確保することとする。



- 3 発注者指定方式を選定した場合の取扱は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) 発注者は、着工日をあらかじめ定め、入札公告等によりこれを明示しなければならない。
  - (2) 着工日は、当該入札の落札予定日（入札公告時における落札予定日をいい、低入札価格調査等で落札予定日を変更する場合を含まない。）から90日以内の日としなければならない。

#### 第4条 削除

（前金払の取扱い）

第5条 受注者は、着工日の14日前の日以降でなければ対象工事の前払金を請求できない。

（着工日前の取扱い）

第6条 契約日から着工日の前日までの期間の対象工事の現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

- 2 受注者は、契約日から着工日の前日までの期間中、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、対象工事に着手してはならない。

（技術者の取扱い）

第7条 契約日から着工日の前日までの期間は、主任技術者、監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。

- 2 主任技術者又は監理技術者の専任配置にかかる取扱いについては、「フレックス工期による契約方式を適用する工事における配置予定技術者の取扱いについて」（平成28年5月25日付け技第05240004号）によるものとする。

（着工日に主任技術者、監理技術者及び現場代理人を配置できない場合の取扱い）

第8条 前工事の完成が遅れる等、着工日に主任技術者、監理技術者及び現場代理人を配置できない場合の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) その事由が受注者の責めによる場合、発注者は、和歌山県建設工事事務規程（昭和49年和歌山県訓令第16号）別記第3号様式の建設工事請負契約書第44条第1号の規定により、フレックス工期による契約を解除することができる。
- (2) その事由が受注者の責めによらない場合、工事中における受注者の責によらない工期延期等と同様に、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（経費の負担）

第9条 フレックス工期による契約方式の実施により増加する経費は、受注者の負担とする。

（その他）

第10条 この要領に定めのない事項については、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年5月1日から施行する。

附 則



この要領は、平成27年3月11日から施行し、平成28年4月1日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成28年5月27日から施行し、平成28年6月1日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、令和元年12月26日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に存する様式用の紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。

附 則

この要領は、令和4年5月10日から施行し、令和4年6月1日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。



**建設工事にかかる《新公共調達制度》の手引**  
(令和5年度)

発行：令和5年9月

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地  
和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課

TEL：073-441-3081

FAX：073-428-1810

技術調査課ホームページ/<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/index.html>